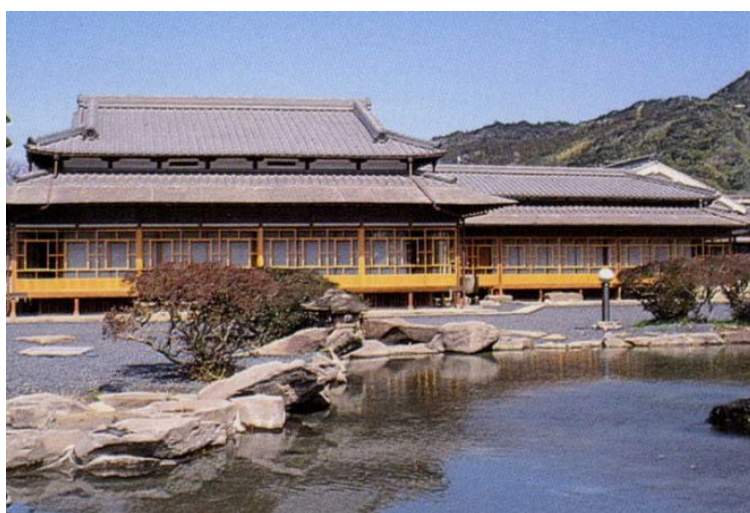


始良中央地区合併協議会

第17回会議



田中別邸(福山町)



花文字とパークゴルフ(福山町)

平成16年1月29日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第 17 回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 16 年 1 月 29 日（木）午後 1 時 30 分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 議 事

（前回提案された事項）……………（第16回資料）

- (1) 協議第 6 号－2 新市の名称について（協定項目 3）…………… 別冊 1

- 5 次回の協議事項について

（提案説明）……………（第17回資料）

- (1) 協議第40号 農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目25-16-②）…………… 別冊 1
- (2) 協議第41号 農林水産関係事業【水産業】の取扱いについて（協定項目25-16-③）…………… 別冊 2
- (3) 協議第42号 農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25-16-④）…………… 別冊 3

- 6 その他(次回の会議日程等の連絡)

- 7 閉 会

<配付資料>

- ・第 17 回会議資料

諸 般 の 報 告（協議会の行事や事務局の動き） 第 17 回協議会

期 日	内 容	備 考
1 月 15 日（木）	第 1 6 回協議会 13：30 多目的ホール 第 7 回新市名称検討小委員会 11：00 公民館中会議室 第 1 1 回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10：00 多目的ホール 社会体育分科会 13：30 隼人町	総務班 調整班
1 月 16 日（金）	人事分科会 9：00 国分市 消防防災分科会 14：00 国分市 建設専門部会 13：00 国分市 公営企業専門部会（水道） 9：00 国分市 社会福祉分科会 13：30 隼人町 介護保険分科会 15：30 国分市 地域情報分科会 15：00 霧島町	調整班
1 月 19 日（月）	社会教育分科会 13：30 溝辺町	調整班
1 月 20 日（火）	総務分科会 13：30 国分市	調整班
1 月 21 日（水）	教育専門部会 13：30 溝辺町 電算専門部会 13：30 国分市	調整班
1 月 22 日（木）	第 1 7 回幹事会 13：30 多目的ホール 公営企業専門部会（下水道） 9：00 国分市 企画専門部会 15：00 国分市 財政分科会 13：30 国分市	総務班 調整班
1 月 23 日（金）	人事分科会 9：00 国分市 建設専門部会 13：30 国分市	調整班
1 月 26 日（月）	総務分科会 9：30 国分 健康専門部会 13：30 国分市 新市まちづくり計画修正作業の各分科会事前打合せ 9：30 各市町 市学校教育分科会 13：30 隼人町	調整班 計画班
1 月 27 日（火）	企画分科会 13：30 国分市 総務専門部会 13：30 横川町 幼稚園分科会 13：30 牧園町 開発公社分科会 14：00 隼人町	調整班
1 月 28 日（水）	教育専門部会 13：30 溝辺町	調整班
1 月 29 日（木）	第 1 7 回協議会 13：30 多目的ホール 財産管理分科会 13：30 国分市	総務班 調整班

<今後の予定>

1 月 30 日（金）	農業委員会分科会 14：00 横川町	調整班
2 月 1 日（日）	隼人町住民投票	
2 月 2 日（月）	農業分科会 13：30 溝辺町	調整班
2 月 4 日（水）	第 1 8 回幹事会 13：30 多目的ホール 社会体育分科会 13：30 隼人町	総務班 調整班
2 月 5 日（木）～6 日（金）	新市まちづくり計画修正作業の分科会個別意見交換ヒヤリング：各市町	計画班
2 月 6 日（金）	総務分科会 13：30 国分市	調整班
2 月 8 日（日）	牧園町町長選挙	
2 月 9 日（月）	社会教育分科会 13：30 溝辺町 農業専門部会 13：30 横川町	調整班
2 月 10 日（火）	消防防災分科会 9：30 牧園町 まちづくりフォーラム意見交換会 13：30 国分市 教育専門部会 13：30 溝辺町	調整班 計画班
2 月 12 日（木）	第 1 8 回協議会 13：30 多目的ホール 第 1 2 回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10：00 多目的ホール	総務班 調整班

議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会の第 11 回会議を 1 月 15 日に開催したので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成 16 年 1 月 29 日提出

始良中央地区合併協議会
議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 原 田 統 之 介

記

別紙、第 11 回議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書のとおり

第11回議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書

開催日時：平成16年1月15日（木） 午前10時00分～午後12時00分

開催場所：国分シビックセンター 2F 多目的ホール

出席委員：西村委員、西委員、笹峯委員、東麻生原委員

東鶴委員、池田委員、大庭委員、浦野委員、宮田委員

永田委員、川東委員、岩崎委員、原田委員

欠席委員：徳田委員、今吉委員

1. 議会議員の定数及び任期について

【決定した事項】

- ・ 小委員会での結論を第11回で出すつもりでいたが、委員から、結論を出すのは、隼人町の住民投票と牧園町の首長選挙の結果が出るまで延期をしたらどうかとの意見がでた。そして審議し、2つの政治日程が終了してから、2月12日に小委員会を開催して審議することに決定した。

以上報告いたします。

平成16年1月29日

始良中央地区合併協議会

議会議員の定数及び任期検討小委員会

委員長 原 田 統 之 介

農林水産関係事業【林業】の取扱いについて(協定項目25－16－②)

農林水産関係事業【林業】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者負担の伴う事業については、合併までに調整する。
- 2 市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。
- 3 自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。
- 4 特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。
- 5 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。

平成16年2月12日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

林業総括表

始良中央地区合併協議会 調整内容

始良中央地区合併協議会 調整内容										
協 議 項 目		25－16 農林水産関係事業【林業】の取扱い							関係項目	
基本調整方針		1	国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者負担の伴う事業については、合併までに調整する。							
		2	市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。							
		3	自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。							
		4	特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。							
		5	火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。							
項目		事業実施市町							調整内容	備考 (国・県事業)
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
1	森林整備地域活動支援交付金事業	○	○	○	○	○	○	○	森林整備地域活動支援交付金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
2	治山事業(小規模崩壊地復旧事業含む、県営含む)	○	○	○	○	○	○	○	治山事業(小規模崩壊地復旧事業、県営等含む)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。	※
3	フォレストコミュニティ総合整備事業	○	○				○	○	フォレストコミュニティ総合整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
4	間伐実施事業	○	○	○	○	○	○	○	間伐実施事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。	※
5	県単林道事業(開設・改良・舗装)	○	○					○	県単林道事業(開設・改良・舗装)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
6	ふるさと林道緊急整備事業		○	○		○			ふるさと林道緊急整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
7	林業振興団体事業補助	○		○					林業振興団体事業補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併までに調整する。	※
8	森林組合運営補助事業	○	○	○	○	○	○	○	森林組合運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助事業項目については、新市において速やかに調整する。	※
9	市町村森林整備計画	○	○	○	○	○	○	○	市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。	
10	自然公園・林業関係施設・保安林等	◎	○	◎	○	○	○	◎	自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。	
11	特用林産物振興事業	○		○	○		○		特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。	
12	火入れ許可	○	○	○	○	○	○	○	火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	森林整備地域活動支援交付金事業
調整の内容	1 森林整備地域活動支援交付金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業の目的】 森林整備のための地域における取り組みを推進するため、「森林整備地域活動支援交付金」を交付する。 【概要】 市長と森林整備活動実施協定を締結しようとする(した)森林所有者等に対し、指導を行う。また、同協定に従い、森林施業の実施に不可欠な地域活動を行った者に対し、交付金を交付する。 【事務手順】 ①森林所有者等から協定(変更)申請→市で協定内容の審査→協定締結 ②森林所有者等から交付金交付申請→市で申請内容の審査、現地確認→交付金の交付 交付単価：10,000円/ha 【事業の実績】(平成14年度) 森林整備地域活動支援交付金事業 2,500,000円 森林整備地域支援推進事業 250,000円 【経費負担】 森林整備地域活動支援交付金事業 国 1/2 県 1/4 市 1/4 森林整備地域支援推進事業 国 1/2 市 1/2	【事業の目的】 同左 【概要】 町長と森林整備活動実施協定を締結しようとする(した)森林所有者等に対し、指導を行う。また、同協定に従い、森林施業の実施に不可欠な地域活動を行った者に対し、交付金を交付する。 【事務手順】 ①森林所有者等から協定(変更)申請→町で協定内容の審査→協定締結 ②森林所有者等から交付金交付申請→町で申請内容の審査、現地確認→交付金の交付 交付単価：10,000円/ha 【事業の実績】(平成14年度) 森林整備地域活動支援交付金事業 1,500,000円 森林整備地域支援推進事業 250,000円 【経費負担】 森林整備地域活動支援交付金事業 国 1/2 県 1/4 町 1/4 森林整備地域支援推進事業 国 1/2 町 1/2	【事業の目的】 同左 【概要】 同左 【事務手順】 同左 【事業の実績】(平成14年度) 森林整備地域活動支援交付金事業 2,000,000円 森林整備地域支援推進事業 500,000円 【経費負担】 同左	【事業の目的】 同左 【概要】 同左 【事務手順】 同左 【事業の負担割合】(平成14年度) 森林整備地域活動支援交付金事業 2,500,000円 森林整備地域支援推進事業 250,000円 【経費負担】 同左

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	森林整備地域活動支援交付金事業
調整の内容	1 森林整備地域活動支援交付金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の目的】 森林整備のための地域における取り組みを推進するため、「森林整備地域活動支援交付金」を交付する。 【概要】 町長と森林整備活動実施協定を締結しようとする(した)森林所有者等に対し、指導を行う。また、同協定に従い、森林施業の実施に不可欠な地域活動を行った者に対し、交付金を交付する。 【事務手順】 ①森林所有者等から協定(変更)申請→町で協定内容の審査→協定締結 ②森林所有者等から交付金交付申請→町で申請内容の審査、現地確認→交付金の交付 交付単価：10,000円/h a 【事業実績】(平成14年度) 森林整備地域活動支援交付金事業 4,800,000円 森林整備地域支援推進事業 250,000円 【経費負担】 森林整備地域活動支援交付金事業 国 1/2 県 1/4 町 1/4 森林整備地域支援推進事業 国 1/2 町 1/2	【事業の目的】 同左 【概要】 同左 【事務手順】 同左 【事業実績】(平成14年度) 森林整備地域活動支援交付金事業 2,500,000円 森林整備地域支援推進事業 350,000円 【経費負担】 同左	【事業の目的】 同左 【概要】 同左 【事務手順】 同左 【事業実績】(平成14年度) 森林整備地域活動支援交付金事業 2,500,000円 森林整備地域支援推進事業 500,000円 【経費負担】 同左	森林整備を進める上で、効果的な事業であるため、新市においても実施する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関係項目	治山事業(小規模崩壊地復旧事業含)
調整の内容	2 治山事業(小規模崩壊地復旧事業、県営等含む)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。		

各市町の現況（下記比較表は県費単独補助治山事業、県営県単治山事業は、県90%、市町10%）

項目			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
概要			【概要】 豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。	【概要】 豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。	【概要】 豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。	【概要】 豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。	【概要】 豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。	【概要】 豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。	【概要】 豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。
所計市 画町 登村 載防 箇災	負担 割合	県	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
		市町村	20%	15%	25.50%	15%	20%	30%	30%
		受益者	10%	15%	4.50%	15%	10%	—	—
上記 以外	負担 割合	県	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
		市町村	—	25%	42.5%	—	—	50%	—
		受益者	—	25%	7.5%	—	—	—	—
鹿児島県治山林道協会負担金	【内容】 一般公共治山事業、県営県単治山事業の工事費の0.23%相当額を負担する。		平成14年度実績 普通会費500円 特別会費474,010円 公共治山事業1箇所 県営県単治山事業2箇所 平成15年度計画 公共治山事業2箇所 県費単独補助治山事業2箇所	平成14年度実績 普通会費500円 特別会費119,290円 公共治山事業2箇所 県営県単治山事業1箇所 平成15年度計画 公共治山事業1箇所 8,000千円	平成14年度実績 普通会費500円 特別会費131,850円 公共治山事業2箇所 平成15年度計画 公共治山事業2箇所	平成14年度実績 普通会費500円 特別会費332,100円 公共治山事業2箇所 県営県単治山事業1箇所 平成15年度計画 公共治山事業1箇所 県費単独補助治山事業1箇所	平成14年度実績 普通会費500円 特別会費なし 平成15年度計画 公共治山事業1箇所 県費単独補助治山事業1箇所	平成14年度実績 普通会費500円 特別会費357,490円 地域防災対策事業1箇所 公共治山事業3箇所 県営県単治山事業2箇所 平成15年度計画 地域防災対策事業2箇所(繰越1箇所) 公共治山事業2箇所 県営県単治山事業1箇所 県費単独補助治山事業2箇所	平成14年度実績 普通会費500円 特別会費352,450円 公共治山事業1箇所 県営県単治山事業1箇所 平成15年度計画 公共治山事業1箇所 県営県単事業1箇所
	備考		負担金の額は、治山事業の総事業費の1/10以内とする。 市町村防災計画搭載箇所以外については条例改定なし	当該事業に要する経費から国・県補助金及び町費を差引いた額(慣例により町費は15%としている) 市町村防災計画搭載箇所以外については条例改正なし	分担金納入義務者から徴収する分担金の額は、事業費の総額に受益割合を乗じた額の15%以内とする 市町村防災計画搭載箇所以外については条例改正なし	条例別表に負担割合を明記している。 市町村防災計画搭載箇所以外については条例改正なし	施行規則別表に負担区分を明記している。 市町村防災計画搭載箇所以外については条例改正なし	受益者負担なし	県費単独補助治山事業実績なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	フォレストコミュニティ総合整備事業
調整の内容	3 フォレストコミュニティ総合整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業名(県営事業分)】 フォレストコミュニティ総合整備事業 【事業目的】 国分市東部及び福山町北西部の林道整備地内に、既設林道市道等を結ぶ幹線道路を開設し、林内路網の整備を図る。 【事業内容】 全体計画平成4年度着手平成20年度完成予定 L=25km (国分市L=21.2km福山町L=3.8km) 【事業費】 平成14年度～平成16年度事業費 805,700千円 補助率 国50% 県50% 【事業名】 給水施設整備事業 毛梨野地区 【事業の目的】 毛梨野地区に安定した飲料水等を供給することにより、地域住民の生活環境の改善を図る。 【事業の内容】 受水槽・中水槽(V=9,0) 配水槽 (V=32) 送水管 Φ40 L=330m 配水管 Φ40～100 L=1,865m 【事業費】 平成15年度 69,750千円	【事業名(県営事業分)】 フォレストコミュニティ総合整備事業 【概要】 平成15年度隼人町と溝辺町界に隼人町事業主体で林道開設の協議があり、利用区域面積割合で国、県補助額(及び事務費)を除く事業費を隼人町7/10、溝辺町3/10で負担することで基本協定書が締結された。 【負担金】 平成15～16年度 9,879,000円(溝辺町3/10) 平成17～19年度10,903,000円(溝辺町3/10)	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	フォレストコミュニティ総合整備事業
調整の内容	3 フォレストコミュニティ総合整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【事業名(県営事業分)】 フォレストコミュニティ総合整備事業 【事業目的】 森林の多面的機能を発揮するため、手入れの必要な森林へアクセスする林道の開設及び整備を図ることにより、機械化等を通じ効率的な森林施業を行う。また、山村地域の活性化、林業就労者の安住の促進等を図るための生活環境の改善及び山村と都市の交流促進のための施設の整備を行う。 ※集落林道 L=600m W=5,0m ※森林管理道 L=1,900m W=4,0m 【事業実施期間】 平成15年度から平成19年度 5ヵ年 【事業費】 集落道 68,000千円 森林管理道 117,000千円 【負担割合】 国50% 県18% 地元32%(隼人町70%, 溝辺町30%) ※用地・補償費については、町単独費	【事業名(県営事業分)】 フォレストコミュニティ総合整備事業 【事業目的】 国分市東部及び福山町北西部の林道整備地内に、既設林道市道等を結ぶ幹線道路を開設し、林内路網の整備を図る。 事業の内容 全体計画平成4年度着手平成20年度完成予定 L=25km (国分市L=21.2km福山町L=3.8km) 【事業費】 平成14年度～平成16年度事業費 805,700千円 【補助率】 国55% 県45% ※用地・補償費については、町単独費	新市においても積極的に活用・継続すべき事業である。 用地費・補償費・用地測量費も補助対象になるよう強く県に要望すべきである。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	間伐実施事業
調整の内容	4 間伐実施事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目 所属森林組合	国分市		溝辺町		横川町		牧園町		霧島町		隼人町		福山町	
	東部		西部		北部		北部		東部		東部		東部	
(一) 県単 域間伐 る実 み施 高事 業 級 間 伐 事 業	【目的】 緊急間伐促進計画に基づき、間伐材生産の促進、間伐未実施林の解消及び公益的機能の高度発揮をするため、地域ぐるみ高齢級間伐事業を実施した者に対し、補助金を交付する。		【概要】 36～45年生の間伐実施への補助県の定める標準事業費の40%(県30%、市10%)		【概要】 36～45年生の間伐実施への補助県の定める標準事業費の40%(県30%、町10%)		【概要】 36～45年生の間伐実施への補助県の定める標準事業費の40%(県30%、町10%)		【概要】 36～45年生の間伐実施への補助県の定める標準事業費の40%(県30%、町10%)		【概要】 36～45年生の間伐実施への補助県の定める標準事業費の40%(県30%、町10%)		【概要】 36～45年生の間伐実施への補助県の定める標準事業費の40%(県30%、町10%)	
	平成14年度実績		758,400円		379,000円		3,555,000円		379,200円		810,800円		1,659,000円	
	負担割合	県	30%		30%		30%		30%		30%		30%	
		市町	10%		10%		10%		10%		10%		10%	
		受益者	60%		60%		60%		60%		60%		60%	
(一) 県単 伐材 で実 施 山 施 づ く り 事 業	【目的】 緊急間伐促進計画に基づき、間伐材生産の促進、間伐未実施林の解消及び公益的機能の高度発揮をするため、間伐材で山づくり事業を実施した者に対し、補助金を交付する。		【概要】 土砂流出の恐れのある森林において間伐材を利用した木筋工等の設置に要する経費への補助 県の定める標準事業費の50%(県30%、町20%)		【概要】 土砂流出の恐れのある森林において間伐材を利用した木筋工等の設置に要する経費への補助 県の定める標準事業費の50%(県30%、町20%)		【概要】 土砂流出の恐れのある森林において間伐材を利用した木筋工等の設置に要する経費への補助 県の定める標準事業費の50%(県30%、町20%)		実施事業なし		【概要】 土砂流出の恐れのある森林において間伐材を利用した木筋工等の設置に要する経費への補助 県の定める標準事業費の50%(県30%、町20%)		【概要】 土砂流出の恐れのある森林において間伐材を利用した木筋工等の設置に要する経費への補助 県の定める標準事業費の50%(県30%、町20%)	
	平成14年度実績		400,000円		379,000円		6,051,000円		実施事業なし		400,500円		960,000円	
	負担割合	県	30%		30%		30%		—		30%		30%	
		市町	20%		20%		20%		—		20%		20%	
		受益者	50%		50%		50%		—		50%		50%	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	間伐実施事業
調整の内容	4 間伐実施事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、負担割合については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	所属森林組合		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
			東部	西部	北部	北部	東部	東部	東部
(間伐材促進の緊急対策事業)	【目的】 間伐材の搬出等に必要な生産基盤の整備を促進する。 事業費1,500円/m		【概要】 600m×1,500円 事業費 900,000円	【概要】 900m×1,500円 事業費 1,350,000円	【概要】 1,500m×1,500円 事業費 2,250,000円	【概要】 1500m×1,500円 事業費 2,250,000円	【概要】 600m×1,500円 事業費 900,000円	【概要】 500m×1,500円 事業費 750,000円	【概要】 500m×1,500円 事業費 750,000円
	平成14年度実績		540,000円	810,000円	2,250,000円	900,000円	540,000円	450,000円	450,000円
	負担割合	県	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
		市町	30%	30%	70%	10%	30%	30%	30%
		組合助成金	20%				20%	20%	20%
		受益者	20%	40%		60%	20%	20%	20%
(間伐材促進の緊急対策事業)	【目的】 間伐材の搬出等に必要な生産基盤の整備を促進する。 事業費5,000円/m		事業実績なし	事業実績なし	【概要】 1,280m×5,000円 事業費 6,400,000円	事業実績なし	事業実績なし	【概要】 700m×5,000円 事業費 3,500,000円	【概要】 250m×5,000円 事業費 1,250,000円
	平成14年度実績		事業実績なし	事業実績なし	6,400,000円	事業実績なし	事業実績なし	3,500,000円	1,250,000円
	負担割合	県	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
		市町	70%	30%	70%	10%	70%	70%	70%
		組合助成金							
		受益者		40%		60%			
進間伐活動調査員間伐推進	【概要】 町が町内に居住する森林所有者の中から間伐調査員を選任し、間伐調査員が間伐未実施林分の把握、間伐の普及啓発、選木、採材等の技術指導を行う。								
	平成14年度実績		34日×5,820円	36日×5,820円	28日×5,820円	30日×5,820円	57日×5,820円	33日×5,820円	48日×5,820円
	負担割合	県	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
		市町	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
業一県 一長 一単 一期間 一育 一成 一実 一施 一環 一事 業	【目的】 46～90年生の人工林において抜き伐りと下層木の導入・育成を繰り返し行うことにより森林を健全な状態に維持するとともに、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ資源の循環利用を推進する施策				【概要】 平成16年度に計画し平成17年度から実施予定				

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	県単林道事業(開設・改良・舗装)
調整の内容	5 県単林道事業(開設・改良・舗装)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業名】 県単林道(開設)事業 【事業目的】 森林整備が遅れている地域に、林道を開設し、森林施業の効率化及び省力化を図り健全な森林造成の手助けを行う。 【事業内容】 林道上井線開設工事 L=70m W=4.0m 平成15年度事業費 11,500千円 【事業名】 県単林道(舗装)事業 【事業目的】 林道の舗装を施行することにより、林産業の促進を図り、林産物の品質低下を防ぎ、林道の維持管理費の節減を図る。 【事業内容】 林道毛梨野線舗装工事 L=240m W=3.0m 平成15年度事業費 5,000千円	【事業名】 県単林道(開設)事業 【事業目的】 森林の適切な整備、効率的かつ安定的な林業経営を図るため、林道の開設を行う。 【事業内容】 ① 林道前平線開設(改築) (溝辺町 有川 地内) W=3.0m L=500m 総事業費 35,000千円 〔年度計画〕 平成16年度 L=200m 15,000千円 平成17年度 L=300m 20,000千円 ② 林道宮川内線開設(改築) (溝辺町 竹子 地内) W=3.0m L=300m 総事業費 30,000,000円 〔年度計画〕 平成17年度 L=150m 18,000千円 平成18年度 L=150m 12,000千円	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	県単林道事業(開設・改良・舗装)
調整の内容	5 県単林道事業(開設・改良・舗装)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	【事業名】 県単林道(開設)事業 【事業目的】 森林の適切な整備、効率的かつ安定的な林業経営を図るため、林道の開設・改良・舗装を行う。 【事業計画】 平成18年度計画 ① 林道大屋敷線開設(改良・舗装) (福山町 佳例川 地内) 改良 W=4.0m L=355m 舗装 W=4.0m L=625m 総事業費 25,000千円	山村の生活環境の整備、地域産業の振興等に寄与するため、合併後地域に応じた林道等の開設・改良・舗装の計画整備を行う。 また、用地買収費及び補償費を支払い、地権者等の了解を得、計画整備を行う。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	ふるさと林道緊急整備事業
調整の内容	6 ふるさと林道緊急整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	【事業名】 ふるさと林道緊急整備事業 【事業目的】 効率的な林業経営、森林の適切な維持管理、また生活基盤の整備を図るため、林道の開設・舗装を行う。 【事業内容】 林道石井口・上牟田線開設・舗装 (溝辺町 竹子 地内) L=500m W=5.0m 総事業費 40,000,000円 【年度別計画】 16年度：延長250m・事業費20,000千円 17年度：延長250m・事業費20,000千円	【事業名】 ふるさと林道緊急整備事業 【事業目的】 効率的な林業経営、森林の適切な維持管理、また生活基盤の整備を図るため、林道の開設・舗装を行う。 【概要】 木材価格の低迷等の林業採算性が悪化しており上記事業をすることで採算性の低さを克服する 【内容】 L=1,300m W=4m 総事業費121,500千円 【年度別計画】 16年度・延長500m・事業費45,000千円 17年度・延長500m・事業費45,000千円 18年度・延長350m・事業費31,500千円	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	ふるさと林道緊急整備事業
調整の内容	6 ふるさと林道緊急整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業名】 ふるさと林道緊急整備事業 【事業目的】 効率的な林業経営、森林の適切な維持管理、また生活基盤の整備を図るため、林道の開設・舗装を行う。 【内容】 平成11年度事業開始実施 L=3,050m W4～5m (うち林総1,300m) H14年度 実績 L=216m W=4m 事業費 50,000,000円 (内工事費 46,350,000円) 年度別計画 15年度・延長310m・事業費20,000千円 16年度・延長200m・事業費50,000千円 17年度・延長250m・事業費50,000千円 18年度・延長250m・事業費50,000千円	事業実施なし	事業実施なし	山村の生活環境の整備、地域産業の振興等に寄与するため、合併後地域に応じた林道等の開設・改良・舗装の計画整備を行う。 また、用地買収費及び補償費を支払い、地権者等の了解を得、計画整備を行う。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	林業振興団体事業補助
調整の内容	7 林業振興団体事業補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【名称】 林業研究グループ等起業支援事業 【目的】 森林整備を進めるにあたり発生する伐倒木等を有効に利用するため炭窯の整備 【内容】 炭窯の整備 平成15年度計画 全体事業費 2,960,000円 県補助金 1,480,000円	事業実施なし	【名称】 林業研究グループ等起業支援事業 【目的】 タラノメのふかし栽培に新たに取り組むためパイプハウスを整備するとともに、ギンナンの生産量の増加に対応するためギンナン皮むき機及び自動選果機を整備し、特用林産物の計画的出荷を行う。 【内容】 パイプハウス・ギンナン皮むき機・ギンナン自動選果機 平成15年度計画 全体事業費 940,500円 県補助金 470,000円 町補助金 94,050円 自己負担金 376,450円	事業実施なし
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	活動助成費補助金等について、団体規模に応じた補助額等定める必要がある。また、林業研究グループ等支援事業の積極的な活用を図る必要がある。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	森林組合運営補助事業
調整の内容	8 森林組合運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助事業項目については、新市において速やかに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
所属森林組合		東部	西部	北部	北部	東部	東部	東部
社会保険制度等 加入促進事業	【目的】 森林組合が直接雇用する作業員の社会保険(農林年金、厚生年金、健康保険、雇用保険)の一部を助成する							
	平成14年度実績	331,198円	112,220円	—	—	249,440円	249,440円	249,440円
	対象者	4人	1人	—	—	2人	2人	2人
	負担割合	県	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3
		市町	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3
		組合	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3
林業退職金共済 制度加入促進事業	【目的】 森林組合が雇用する作業員の林業退職金共済制度の掛金の一部を助成する。							
	平成14年度実績	525,100円	162,840円	351,000円	430,000円	347,320円	260,490円	318,370円
	負担割合	県	1/3	—	—	1/3	1/3	1/3
		市町	1/3	—	—	1/3	1/3	1/3
		組合	1/3	—	—	1/3	1/3	1/3
若手林業技術者 技能修得助成事業負担金	【目的】 若手林業労働力が減少している状況で、若手の作業員の確保のための技能修得助成							
	平成14年度実績	1,045,400円	—	—	—	665,300円	544,300円	625,000円
	対象者	4人	—	—	—	4人	4人	4人
	負担割合	面積割等	—	—	—	面積割等	面積割等	面積割等
林業技術者育成 確保対策事業補助金	【目的】 林業労働力確保、育成を図るため、森林組合へ補助・助成を行なう							
	平成14年度実績	—	—	986,000円	1,210,000円	—	—	—
	負担割合	—	—	面積割等	面積割等	—	—	—
林業労働力通年 雇用就労奨励事業	【目的】 森林組合が雇用する作業員の福祉の向上、就労の長期化を推進することにより、林業労働力の安定的確保並びに、その育成を図るため、始良西部森林組合の作業員で150日以上就労した者に対し、その日数に応じて奨励金を支給する。		【支給基準】 (就労日数) (支給額) (町補助額) 150～189日 270円/日 100円/日 190～239日 300円/日 100円/日 240日以上 400円/日 100円/日					
	平成14年度実績	—	106,900円	—	—	—	—	—
	対象者	—	5人	—	—	—	—	—
	負担割合	班員掛金	100円	—	—	—	—	—
		町助成金	100円	—	—	—	—	—
		組合負担金	100円	—	—	—	—	—

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	市町村森林整備計画
調整の内容	9 市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】 市町村森林整備計画は、国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村内の森林整備方針を定めてある。 計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく、作業である。 【計画期間】 平成13年4月1日～平成23年3月31日 【事務手順】 計画の樹立、見直し作業、公告、閲覧、計画公表、最新の計画樹立は平成13年度 森林面積 7,723 h a 人工林面積 5,578 h a 【対象者】 森林所有者等 【名称】 国分市森林整備計画 【目的】 市の森林整備計画の業務を円滑に推進するため	【概要】 同左 【計画期間】 平成13年4月1日～平成23年3月31日 【事務手順】 計画の樹立、見直し作業、計画の地元説明、公告、閲覧、計画公表、最新の計画樹立は平成13年度 森林面積 3,811ha (うち国有林942ha、民有林2,869ha) 人工林面積 2,869ha 【対象者】 森林所有者等 【名称】 溝辺町森林整備計画 【目的】 町の森林整備計画の業務を円滑に推進するため	【概要】 同左 【計画期間】 平成13年4月1日～平成23年3月31日 【事務手順】 計画の樹立、見直し作業、計画の地元説明、公告、閲覧、計画公表、最新の計画樹立は平成13年度 森林面積 4,548ha 人工林面積 3,180ha 【対象者】 森林所有者等 【名称】 横川町森林整備計画 【目的】 町の森林整備計画の業務を円滑に推進するため	【概要】 同左 【計画期間】 平成13年4月1日～平成23年3月31日 【面積】 9,972 h a うち国有林2,432 h a 【対象者】 森林所有者等 【名称】 牧園町森林整備計画 【目的】 町の森林整備計画の業務を円滑に推進するため

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	市町村森林整備計画
調整の内容	9 市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 市町村森林整備計画は、国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村内の森林整備方針を定めてある。 計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく、作業である。 【計画期間】 平成13年4月1日～平成23年3月31日 【事務手順】 計画の樹立、見直し作業、計画の公告、閲覧、計画公表、最新の計画樹立は平成14年3月変更 森林面積6,555ha(うち国有林2,453ha) 人工林面積2,799ha 【対象者】 森林所有者等 【名称】 霧島町森林整備計画 【目的】 町の森林整備計画の業務を円滑に推進するため	【概要】 同左 【計画期間】 平成13年4月1日～平成23年3月31日 【事務手順】 計画の樹立、見直し作業、計画の地元説明、公告、閲覧、計画公表、最新の計画樹立は平成14年度。 森林面積 3,447ha 人工林面積 1,958ha 【対象者】 森林所有者等 【名称】 隼人町森林整備計画 【目的】 町の森林整備計画の業務を円滑に推進するため	【概要】 同左 【計画期間】 平成13年4月1日～平成23年3月31日 【事務手順】 計画の樹立、見直し作業、計画の地元説明、公告、閲覧、計画公表、最新の計画樹立は平成13年度。 森林面積4,230ha(うち国有林329ha) 人工林面積3,007ha 【対象者】 森林所有者等 【名称】 福山町森林整備計画 【目的】 町の森林整備計画の業務を円滑に推進するため	市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	自然公園・林業関係施設・保安林等
調整の内容	10 自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○保安林 【事業目的】 森林の保全と適切な施業の確保を図り、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、保安林に指定する。 【事業内容】 保安林指定及び解除は鹿児島県治山事業における施行林の保安林指定の地元調整 ○黒石岳森林公園管理委託 【事業目的】 黒石岳森林公園を良好な状態で利用してもらえるよう日常の維持管理を行う。 【事業概要】 国分市しみん学習支援公社に管理委託している。 平成14年度契約金額8,657,000円	○保安林 【事業目的】 同左 【事業内容】 同左	○保安林 【事業目的】 同左 【事業内容】 同左 ○こもれびの里(直営) 【概要】 平成11年5月オープン。丸岡公園内に8棟のバンガローが建ち、いずれも2階建ての6人用で、キッチン・トイレ・浴室・冷暖房・テレビ・ビデオ付き。キッチンには、冷蔵庫・電子レンジ・炊飯器・ポットが揃う。 寝具と食器・調理器具は、レンタル可能 【事業費】 平成14年度 8,047,000円	○保安林 【事業目的】 同左 【事業内容】 同左

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	自然公園・林業関係施設・保安林等
調整の内容	10 自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○保安林 【事業目的】 森林の保全と適切な施業の確保を図り、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、保安林に指定する。 【事業内容】 保安林指定及び解除は鹿児島県治山事業における施行林の保安林指定の地元調整	○保安林 【事業目的】 同左 【事業内容】 同左	○保安林 【事業目的】 同左 【事業内容】 同左 ○であいの森維持管理事業 ○生活環境保全林(保安林)城ヶ尾地区の維持管理 【維持管理経費】 シルバー人材センター除草作業委託 300,000円 【施設の管理及び管理委託事務】 経済新生緊急特別対策事業にて建設した「食の交流館」の管理・運営に関する事務	自然公園等維持管理については、新市において公社等に管理の一本化を図り、効率的な管理体制を図る。また、公益上重要な森林については、治山事業等を活用し、計画的な整備が行われるような(保安林指定)条件整備を行う必要がある。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	特用林産物振興事業
調整の内容	11 特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 良質で安全な特用林産物の供給体制を整備するとともに、消費者の視点に立った情報提供を行い、需要の拡大を図ることが重要であり、需要動向に的確に対応するとともに、生産者等の経営安定を図るため、低コスト安定供給体制を整備する。 【補助金等】 しいたけ生産振興会貸付事業 貸付金 500,000円×2件 年度内貸付，返還	【目的】 同左 【補助金等】 なし	【目的】 同左 【補助金等】 横川町シイタケ振興会助成金 50,000円 横川町タラノメ生産組合助成金 60,000円 横川町ギンナン部会助成金 30,000円	【目的】 同左 【補助金等】 牧園町椎茸振興会助成金 65,000円
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 同左 【補助金等】 なし	【目的】 同左 【補助金等】 椎茸生産振興会に対し育成補助(農林業生産組織補助金) 33,000円 種駒補助(2円4拾銭×1/4) 348,000円	【目的】 同左 【補助金等】 なし	組織・団体等について、新市において助成・指導等を行い、各市町の団体の統合等を図る必要がある。 活動助成金・補助金等については、組織の構成員数・活動状況等実情に合わせ、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	火入れ許可
調整の内容	12 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【火入れ許可申請】 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする申請者は、火入れを行うおとする期間の開始する日の7日前までに第1号様式による申請を行う。 【火入れ許可の要件】 火入れの目的が森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。 火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて周囲に延焼のおそれがないと認められること。 【火入れ許可書の交付】 森林法第21条第1項の規定に基づき第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守すること及び、火入れの適切な実施を確保するために必要な事項を指示する。 【消防署長への通知】 火入れ許可を行った場合には、消防署長へ通知する。 【許可の対象期間】 1件につき5日以内 【許可の対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする	【火入れ許可の申請】 申請者は火入れを開始する日の10日前までに申請書を提出しなければならない。 溝辺町火入れに関する条例第2条関係様式第1号によって行う。 【火入れ許可の要件】 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当していること 【火入れ許可書の交付】 森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、火入れの適切な実施を確保するために必要な事項を指示する。 【消防署長への通知】 火入れ許可を行った場合には、消防署長へ通知する。 【許可の対象期間】 1件につき10日以内 【許可の対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする	【火入れ許可の申請】 申請者は火入れを開始する日の7日前までに申請書を提出しなければならない。 横川町火入れに関する条例第2条関係様式第1号によって行う。 【火入れ許可の要件】 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当していること 【火入れ許可書の交付】 森林法第21条第1項の規定に基づき、横川町火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守すること及び、火入れの適切な実施を確保するために必要な事項を指示する。 【消防署長への通知】 火入れ許可を行った場合には、消防署長へ通知する。 【許可の対象期間】 1件につき6日以内 【許可の対象面積】 2ヘクタールを超えないものとする	【火入れ許可の申請】 申請者は火入れを開始する日の7日前までに申請書を提出しなければならない。 牧園町火入れに関する条例第2条関係様式第1号によって行う。 【火入れ許可の要件】 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当していること 【火入れ許可書の交付】 森林法第21条第1項の規定に基づき、牧園町火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守すること及び、火入れの適切な実施を確保するために必要な事項を指示する。 【消防署長への通知】 火入れ許可を行った場合には、消防署長へ通知する。 【許可の対象期間】 1件につき6日以内 【許可の対象面積】 2ヘクタールを超えないものとする

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関 係 項 目	火入れ許可
調整の内容	12 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【火入れ許可の申請】 申請者は火入れを開始する日の10日前までに申請書を提出しなければならない。 霧島町火入れに関する条例第2条関係様式1号によって行う。 【火入れ許可の要件】 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当していること。 【火入れ許可書の交付】 森林法第21条第1項の規定に基づき、霧島町火入れに関する条例第8条から条例第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守すること及び、火入れの適切な実施を確保するために必要な事項を指示する。 【消防署長への通知】 火入れ許可を行った場合には、消防署長へ通知する。 【許可の対象期間】 1件につき6日以内 【許可の対象面積】 2ヘクタールを超えないものとする。	【火入れ許可の申請】 申請者は火入れを開始する日の7日前までに申請書を提出しなければならない。 隼人町火入れに関する条例第2条関係様式第1号によって行う。 【火入れ許可の要件】 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当していること。 条例第3条第1項(2)に該当していること 【火入れ許可書の交付】 森林法第21条第1項の規定に基づき、隼人町火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守すること及び、火入れの適切な実施を確保するために必要な事項を指示する。 【消防署長への通知】 火入れ許可を行った場合には、消防署長へ通知する。 【許可の対象期間】 1件につき5日以内 【許可の対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。 条例7条第1項のただし書き	【火入れ許可の申請】 申請者は火入れを開始する日の5日前までに申請書を提出しなければならない。 福山町火入れに関する条例第2条関係様式第1号によって行う。 【火入れ許可の要件】 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当していること。 【火入れ許可証の交付】 森林法第21条第1項の規定に基づき、福山町火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守すること及び、火入れの適切な実施を確保するために必要な事項を指示する。 【消防署長への通知】 火入れ許可を行った場合には、消防署長へ通知する。 【許可の対象期間】 1件につき5日以内とする。 【許可の対象面積】 1ヘクタールを越えないものとする。	合併までに条例等の統一を図る。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-16 農林水産関係事業【林業】の取扱い	関係項目	参考資料(関係法令抜粋)
------	------------------------	------	--------------

森林法

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

1. 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

2. 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

第2章の2 営林の助長及び監督

第1節 市町村等による森林の整備の推進

(市町村整備計画)

第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

(2)立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森株の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(3)造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

(4)間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

(5)間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

(6)公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(7)森林施業の共同化の促進に関する事項

(8)林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(9)森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(10)作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(11)林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(12)その他森林の整備のために必要な事項

3 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。

4 第4条第3項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

5 第6条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

6 市町村の長は、当該市町村の区域内に第7条の2第1項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用する第6条第1項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第5項の規定により読み替えて準用する第6条第1項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない。

8 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第19条第4項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第5項の規定により読み替えて準用する第6条第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

農林水産関係事業【林業】先進事例

川薩地区法定合併協議会(鹿児島県)

林業関係事業

- (1) 市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

日置合併協議会(鹿児島県)

≪林務関係事業≫

県単独治山事業の受益者負担率は、事業費の10%に統一する。

指宿地区4市町合併協議会(鹿児島県)

農林水産関係事業については、従前の経緯等を踏まえ、引き続き農林水産業の振興を図るよう次のとおり調整する。

- 1 国・県補助事業については、新市においても引き続き有効的に活用するよう努め、継続事業については、新市においても引き続き実施するよう調整する。
- 2 国・県補助事業に係る受益者負担割合については、新市において事業採択時に調整する。ただし、継続事業の場合は新市において必要に応じて調整する。
- 3 市・町単独事業については、従前の経緯と新市の一体性の確保を考慮し、可能な限り新市に引き継ぐよう調整する。
- 4 災害復旧事業に係る受益者負担割合については、合併時に調整する。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会

林業振興については、次のとおりとする。

- [1] 合併時において継続している国庫補助事業等については、現行どおりとする。
- [2] 流域公益保全林総合整備事業等については、森林組合が事業主体となるよう調整を図る。
なお、町村による単独補助制度については廃止する。
- [3] 松くい虫防除事業については、計画的に実施する。
- [4] 作業道整備にかかる町村単独補助制度については廃止する。
- [5] 森林組合への補助については、合併までに調整を図る。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会(愛媛県)

林業関係事業

- ① 市町村森林整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ② 治山事業については、地元負担割合等について合併時に調整する。
- ③ 鳥獣被害駆除防除対策事業については、合併時に統一する。
- ④ 林業振興助成事業については、合併時に補助率等統一する。
- ⑤ 森林組合の補助については
 - ・津島町森林組合育成補助金については合併時に廃止する。
 - ・森林整備担い手確保育成対策事業補助金・林業新規就労者研修支援事業については現行のとおりとする。
 - ・合併時までに森林組合の合併を推進する。
- ⑥ 猟友会補助金については、合併時に基準を設け統一する。組織については、将来の統合に向けて調整に努める。
- ⑦ 火入れ許可については、合併時に条例を統一する。
- ⑧ 林道整備事業については、新市において調整する(地元負担及び採択要件等)。

壱岐四町合併協議会(長崎県)

林務関係事業

- ・造林事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担に対する町助成については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
- ・林道及び森林病虫害対策(航空防除等)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

農林水産関係事業【水産業】の取扱いについて(協定項目25-16-③)

農林水産関係事業【水産業】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整する。

平成16年2月12日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 6 農林水産業事業	関 係 項 目	1 海面環境保全事業
調整の内容	海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 台風及び大雨等により軽石ごみ等が、海面に流出し漁船の航行障害、養殖漁業等へ影響を及ぼすため、当事業により漁業環境を保全し、漁業被害の減少を図る。 【内容】 海面に流出し浮遊している軽石、ごみ等の除去作業委託 隼人町へ負担金として計上 【金額】 総事業費 600千円 負担割合 国 300千円 (3/6) 県 200千円 (2/6) 町 100千円 (1/6) 町負担金の1/2を国分市が負担、よって50千円拠出	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 6 農林水産業事業	関 係 項 目	1 海面環境保全事業
調整の内容	海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【目的】 台風及び大雨等により軽石ごみ等が、海面に流出し漁船の航行障害、養殖漁業等へ影響を及ぼすため、当事業により漁業環境を保全し、漁業被害の減少を図る。 【内容】 海面に流出し浮遊している軽石、ごみ等の除去作業委託 【委託事業】 総事業費 600千円 負担割合 国 300千円 (3/6) 県 200千円 (2/6) 町 50千円 (1/6) その他 50千円 (国分市より)	【目的】 台風及び大雨等により軽石ごみ等が、海面に流出し漁船の航行障害、養殖漁業等へ影響を及ぼすため、当事業により漁業環境を保全し、漁業被害の減少を図る。 【内容】 海面に流出し浮遊している軽石、ごみ等の除去作業委託 【委託事業】 総事業費 1,060千円 負担割合 国 530千円 (3/6) 県 353千円 (2/6) 町 177千円 (1/6) ※桜島降灰対策について、激甚地区に指定	海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 6 農林水産業事業	関 係 項 目	2 魚類繁殖保護事業
調整の内容	魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【名称】 魚類繁殖保護事業 【目的】 沿岸漁業振興の一環として、イカ産卵礁設置、ヒラメの稚魚放流をし資源の維持培養に努める。 【内容及び金額】 イカ産卵礁設置 24基 145千円 ヒラメの稚魚放流 5,000尾 100千円 以上を敷根、広瀬沖合いに設置放流 【実施主体】 錦江漁業協同組合 【名称】 豊かな海づくりパイロット事業 【目的】 栽培漁業の地域への定着化と拡大を図る 【内容及び負担金額】 マダイ・ヒラメの放流 32,000尾 153千円 【事業主体】 (財) 鹿児島県栽培漁業協会 【実施主体】 錦江漁業協同組合	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 6 農林水産業事業	関 係 項 目	2 魚類繁殖保護事業
調整の内容	魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【名称】 魚類繁殖保護事業 【目的】 沿岸漁業振興の一環として、イカ産卵礁設置、ヒラメの稚魚放流をし資源の維持培養に努める。 【内容及び金額】 イカ産卵礁設置 26基 200千円 ヒラメの稚魚放流 5,000尾 100千円 以上を浜之市、小浜沖合いに設置放流 【実施主体】 錦江漁業協同組合 【名称】 豊かな海づくりパイロット事業 【目的】 栽培漁業の地域への定着化と拡大を図る 【内容及び負担金額】 マダイ・ヒラメの放流 32,000尾 153千円 【事業主体】 (財) 鹿児島県栽培漁業協会 【実施主体】 錦江漁業協同組合	【名称】 魚類繁殖保護事業 【目的】 沿岸漁業振興の一環として、イカ産卵礁設置、ヒラメの稚魚放流をし資源の維持培養に努める。 【内容及び金額】 イカ産卵用シバ投入 40カ所 400千円 カサゴの稚魚放流 7,000尾 63千円 以上を福山海岸沖合いに設置放流 【実施主体】 福山町漁業協同組合 【名称】 豊かな海づくりパイロット事業 【目的】 栽培漁業の地域への定着化と拡大を図る 【内容及び負担金額】 マダイ・ヒラメの放流 26,500尾 222千円 【事業主体】 (財) 鹿児島県栽培漁業協会 【実施主体】 福山町漁業協同組合	魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整する。

農林水産関係【水産】事業 先進事例

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

水産関係事業

- ① 漁港、漁場の整備計画については、新市において策定する。事業の分担金基準は、合併時に統一する。
- ② 水産制度資金利子補給事業、及び農林漁業後継者自立支援事業については、合併時に統一する。
- ③ 漁業環境調査については、新市において調整する。
- ④ 水産振興補助金については、合併時に補助金額の基準を統一する。
- ⑤ 関係団体については、合併時に統合できるよう、あるいは将来の統合に向けて調整に努める。

漁港・港湾関係事業

- ① 漁港施設占用許可取扱事務については、合併時に統一する。
- ② 漁港区域内水面及び公共空地占用取扱事務については、合併時に統一する。
- ③ 漁港・漁場事業計画、設計、施工管理業務については、合併時に制度化する。
- ④ 漁港海岸保全事業計画、設計、施工管理業務については、合併時に制度化する。
- ⑤ 港湾施設占用許可取扱事務については、合併時に制度化する。

萩広域市町村合併協議会（山口県）

- 1 漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 漁港施設の使用料及び占用料は、合併時に統一する。
- 3 水産事業分担金は、合併時に廃止をする。
- 4 水産単独事業については、次のとおり実施する。
 - (1) 水産単独事業の補助制度については、合併時に統一する。
 - (2) 利子補給、償還助成制度については、合併時において継続しているものは現行どおりとし、新規のものは統一する。

下五島一市五町合併協議会（山口県）

水産振興事業については、合併後に調整する。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。

利子補給制度については、合併後に調整する。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。

その他助成制度については、合併後に調整する。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。結婚祝金制度については、合併までに調整する。

水産関係施設については、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については、合併後に調整する。

漁港施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。漁港関係事業については、新市建設計画に基づいて計画的に実施する。なお、継続事業は新市においても引き続き実施する。

漁港施設の利用料・使用料及び占用料等については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。

漁場施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25－16－④）

農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

各種農林水産事務事業の取り扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整する。

- 1 国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。
- 2 市町単独事業については、従来からの経緯・実情等を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。
- 3 土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお補助金等については、新市において調整する。

平成16年 2月12日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会 調整内容

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い（各種耕地事務事業）							関係項目	耕地
基本調整方針		1. 国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。								
		2. 市町単独事業については、従来からの経緯・実情等を考慮し、また、住民サービスの水準を低下させないことを基本に、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。								
		3. 土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお補助金等については、新市において調整する。								
項 目	事業実施市町							調整の内容	備考 国・県制度(事業)	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
1	中山間地域総合整備事業（団体営含む）	○		○	○	○			中山間地域総合整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。継続事業の分担金の負担割合は現行のとおりとする。新規事業の分担金の負担割合は、合併までに調整する。	※
2	県営シラス対策事業		○			○		○	県営シラス対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
3	土砂崩壊防止事業（団体営含む）	○	○			○		○	土砂崩壊防止事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
4	農地環境整備事業					○			農地環境整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	※
5	農村振興総合整備事業（団体営含む）	○	○			○	○		農村振興総合整備事業（団体営含む）は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	※
6	県営海岸環境整備事業	○							県営海岸環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
7	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道）					○			農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
8	用排水施設整備事業（団体営含む）				○	○		○	用排水施設整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	※
9	県営高潮対策事業	○					○		県営高潮対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
10	県営湛水防除事業	○							県営湛水防除事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
11	県営畑地帯農道網整備事業		○						県営畑地帯農道網整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
12	県営過疎基幹農道整備事業							○	県営過疎基幹農道整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	※
13	水環境整備事業						○		水環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※

各種耕地事務事業総括表

項 目	事業実施市町							調整の内容	備考 国・県制度(事業)
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
14 田園自然環境保全整備事業						○		田園自然環境保全整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	※
15 農業用河川工作物応急対策事業 (団体営含む)				○			○	農業用河川工作物応急対策事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	※
16 基盤整備促進事業							○	基盤整備促進事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ	※
17 里地棚田保全整備事業(団体営含む)			○				○	里地棚田保全整備事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
18 土地改良施設維持管理適正化事業	○	○				○	○	土地改良施設維持管理適正化事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。	※
19 県単独農業農村整備事業	○	○	○	○	○	○	○	県単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	※
20 農地・農業用施設災害復旧事業	○	○	○	○	○	○	○	農地・農業用施設災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	※
21 単独災害復旧事業	○	○		○	○	○	○	単独災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	
22 ふるさと農道緊急整備事業		○					○	ふるさと農道緊急整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
23 単独農業農村整備事業	○	○	○	○	○	○	○	単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	
24 単独農業用施設維持管理事業 (材料等補助を含む)	○	○	○	○	○	○	○	単独農業用施設維持管理事業(材料等補助を含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については、新市において調整する。	
25 畑総事業等地元負担対策事業 (団体営含む)		○				○	○	畑総事業等地元負担対策事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
26 農村振興基本計画等	○	○	○	○	○	○	○	農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは、旧市町の例による。	
27 運営補助事業(土地改良区)		○				○	○	運営補助事業(土地改良区)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。	
28 土地改良区の育成、助言に関すること		○		○	○	○	○	土地改良区の育成、助言に関することは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④ 農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	1 中山間地域総合整備事業（団体営含む）
調整の内容	中山間地域総合整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。継続事業の分担金の負担割合は現行のとおりとする。新規事業の分担金の負担割合は、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 （キャッチフレーズ）緑の「いやし」の都グリーンポリス霧島の形成 霧島山麓裾野に広がる国分市重久地区（旧霧島村の一部）、牧園町、霧島町、は「テクノポリス 国分・隼人」の上流に位置し、テクノポリスへの標高差を利用した多様な農業による食材の供給を担っている。農産物の生産地としての牧園町、霧島町と消費地としての国分市が一体的なつながりを持っている。本地区では、「3つの緑対策」を実施することにより「グリーンポリス霧島」の形成を目指す。 ①緑の生産対策（牧園町） ②緑のいやし対策（霧島町） ③緑の交流対策（国分市） 【概要】 〔県営分〕平成12年度～平成18年度 事業費 395,083千円 緑地公園 A=3.8ha 農村公園 A=1.5ha 農道 L=580m 集落道 L=580m 防火水槽 5箇所 情報基盤施設 1式 農業用排水施設整備 1箇所 施設間連絡道整備 L=210m 〔単独分〕平成19年度～平成21年度 事業費 350,000千円 緑地公園 A=3.8ha（県営未施工分） 農村公園 A=0.3ha 都市農園 A=4.0ha 【事業の負担割合】 国 55％ 県 30％ 市 15％	事業実施なし	【目的】 キャッチフレーズ 『黄金彩のきらめきよこがわ』 ○生活基盤の整備 ・生産性の向上・優良農地の確保・高齢者、女性等に魅力ある農業農村を造る。 ・新鮮で安全な農産物を供給し、地産地消を実現する。 ○生活環境基盤整備 ・水と緑豊かな景観の形成、快適な居住空間の創出を図る。 ・集落の伝統文化の保存を図り、楽しみながら農業に携われる環境を整備する。 ・集落住民の健康増進の場、いこいの場として農村公園を整備する。 ・生活改善や営農環境改善などで、活性化に必要な集落活性化施設を整備する。 【概要】 平成17年度～平成21年度 事業費 1,500,000千円 農道整備 5路線 ほ場整備 6団地（25ha） 用排水路 2団地 農業集落道 5路線 活性化施設 1地区 農村公園 1地区 【事業の負担割合】 国 55％ 県 25～30％ 町 5～10％ 受益者 10％（ほ場整備のみ）	【目的】 キャッチフレーズ 『緑の「いやし」の都グリーンポリス霧島の形成』 ○緑の生産対策 生産基盤の整備により効率的な生産システムを構築するとともに高原としての冷涼な気候を活かした多様な生産能力の増幅も図りつつ、標高差を利用した高冷地野菜の連携出荷等、少量多品目の生産能力を活かした新たな地域農業の展開を目指す。 【概要】 事業年度 平成12年度～平成18年度 事業費 1,090,530千円 ほ場整備 11地区(40ha) 集落道路整備 3路線 活性化施設 1地区 農村公園 1地区 生態系保全施設 1地区 農作業準備休憩施設 2地区 【事業の負担割合】 国 55％ 県 25～30％ 町 5～10％ 受益者 5％（ほ場整備のみ）

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④ 農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	1 中山間地域総合整備事業（団体営含む）
調整の内容	中山間地域総合整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。継続事業の分担金の負担割合は現行のとおりとする。新規事業の分担金の負担割合は、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 キャッチフレーズ『緑のいやしの都グリーンボリス霧島の形成』 ○活性化構想 地域の文化や伝統技術及び温泉施設や緑を活かした多様な「いやし」機能を持つ住空間を創出し、地域内の定住人口の増加を目指す。 【概要】 ○平成12年度～平成18年度 事業費2,769,000千円 ほ場整備 5団地 37.5ha 農業集落道 1路線 農道 1路線 農業用排水 2地区 集落防災安全 2箇所 交流施設 1地区 情報施設 1箇所 【事業の負担割合】 国 55% 県 30% 町 10% 受益者 5%（ほ場整備のみ） ※道路・防災・情報関係は受益者負担無し	事業実施なし	事業実施なし	中山間地域総合整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。継続事業の分担金の負担割合は現行のとおりとする。新規事業の分担金の負担割合は、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	2 県営シラス対策事業
調整の内容	県営シラス対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	[目的] 農地の浸食防止のための排水施設等の新設又は改修を実施する。 [採択基準] ①シラス地帯である。 ②50ha以上の受益地(畑地帯は20ha以上) [事業主体] 県 [負担割合] 国55%、県40%、地元5% [地元負担] 全額町負担 [事務の手順] ①採択手続き 事業実施の要望 ↓ 計画書作成 ↓ 採択申請 (県知事→農政局長) ②法手続 地元有志協議 ↓ 同意書の徴求 ↓ 事業施行申請 ↓ 公告縦覧 ③事業実施 (3年間～5年間) i)用地交渉等は町。 ii)補助金事務、入札・業者決定、施工等は県。 iii)苦情窓口は町 iv)単年度ごとに精算 県より負担金の請求あり。 [概要] ・水尻原地区 平成12年度～平成15年度 排水路 総延長 14,000m 総事業費 399,000千円 ・有川原地区 平成13年度～平成16年度 排水路 総延長 7,290m 総事業費 275,000千円 ・空港北地区 平成20年度～平成24年度 排水路 総延長 10,000m 総事業費 450,000千円	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	2 県営シラス対策事業
調整の内容	県営シラス対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
〔目的〕 農地の浸食防止のための排水施設等の新設又は改修を実施する。 〔採択基準〕 ①シラス地帯である。 ②50ha以上の受益地(畑地帯は20ha以上) 〔事業主体〕 県 〔負担割合〕 国55%、県40%、地元5% 〔地元負担〕 全額町負担 〔事務の手順〕 ①採択手続き 事業実施の要望 ↓ 計画書作成 ↓ 採択申請 (県知事→農政局長) ③事業実施 (3年間～5年間) ②法手続 地元有志協議 ↓ 同意書の徴求 ↓ 事業施行申請 ↓ 公告縦覧 ↓ i)用地交渉等は町。 ii)補助金事務、入札・業者決定、施工等は県。 iii)苦情窓口は町 iv)単年度ごとに精算 ・県より負担金の請求あり。 〔概要〕 ○霧島西部地区 (平成10年度～平成17年度) 事業費 712,000千円 集水路 5,754m 承水路 6,652m 関連農道 1,070m	事業実施なし	〔目的〕 農地の浸食防止のための排水施設等の新設又は改修を実施する。 〔採択基準〕 ①シラス地帯である。 ②50ha以上の受益地(畑地帯は20ha以上) 〔事業主体〕 県 〔負担割合〕 国55%、県40%、地元5% 〔地元負担〕 全額町負担 〔事務の手順〕 ①採択手続き 事業実施の要望 ↓ 計画書作成 ↓ 採択申請 (県知事→農政局長) ③事業実施 (3年間～5年間) ②法手続 地元有志協議 ↓ 同意書の徴求 ↓ 事業施行申請 ↓ 公告縦覧 ↓ i)用地交渉等は町。 ii)補助金事務、入札・業者決定、施工等は県。 iii)苦情窓口は町 iv)単年度ごとに精算 ・県より負担金の請求あり。 〔概要〕 ○川路原地区 平成13年度～平成18年度 事業費 266,450千円 別途関連事業費9,610千円 〔事業内容〕 排水路 1,490m (14年度まで実績483m) 集水路 1,470m (14年度まで実績226m) 承水路 1,780m (14年度まで実績 99m) 水兼農道 460m (14年度まで実績 0m) 農道整備 460m (14年度まで実績 0m)	県営シラス対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	3 土砂崩壊防止事業（団体営含む）
調整の内容	土砂崩壊防止事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 風水害等により土砂破壊の危険の生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰水路等の新設又は改修を行う。 【概要】 平成16年度～平成17年度 事業費 30,000千円 水路工 L=160m 土留工 L=150m 【事業の負担割合】 国 50% 県 45% 市 5%	【目的・内容】 風水害等により土砂崩壊の危険の生じた箇所、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰水路等の新設、改修を実施する。 【概要】 竹山ダムは昭和49年度に採択された県営畑地帯総合整備事業(十三塚原地区)の水源であり、昭和62年に完成した。ダム湖の管理点検のため一周管理道路が設置されているが、平成11年頃から管理道路山手側の斜面崩壊や落石が発生している。取水施設の近くにも落石が発生し、取水施設の被災も懸念される。近年、散策や魚釣りで訪れる人々も多くなり防災保全対策が必要となっている。 ＊十三塚原土地改良区受益地 845ha 【対策工法】 切土工＋吹付法砕工・・・施工面積 3,500㎡ 概算事業費 250,000千円 【その他】 平成16年度 新規採択ヒアリング 平成17年度～ 計画認定・事業着手 【採択基準】 県営事業受益地5ha以上。 総事業費 8,000千円以上。 【事業主体】 県 【事業の負担割合】 国 50% 県 45% 町 5%	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	3 土砂崩壊防止事業（団体営含む）
調整の内容	土砂崩壊防止事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 ○集落内を通過する水路整備であるが、水路横が崖地でシラスの浸食され崩壊の恐れがあり隣接する学校の通学路内にあるため非常に危険である。 崖地の浸食を防止し、水路埋没による周辺の住宅地、農地、公共施設等への災害を未然に防止したい ○風水害等により土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土留工・水路工の新設、改修を行い農業経営の安定と営農時の安全性向上を図る。 【概要】 ○待世地区 平成14年度～平成16年度 事業費 71,300千円 水路工 350m 土留工 120m 【事業の負担割合】 国 50% 県 45% 町 5%	事業実施なし	【目的】 風水害等により土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、よう壁、土砂溜堰水路等の新設又は改修。 ・下松谷地区 【概要】 平成18年度～平成19年度 事業費50,000千円 水路工 30m 法面工 ブロック積工 【事業の負担割合】 国50% 県40% 町10%（平成15年度着工より負担率が5%増となった）	土砂崩壊防止事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	4 農地環境整備事業
調整の内容	農地環境整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	4 農地環境整備事業
調整の内容	農地環境整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 中山間地域特有の多面的機能を将来にわたり保全するため、生産区域と保全管理区域を設定することにより耕作放棄地の拡大を防止するとともに、生産区域内の生産性の向上を図る。 【概要】 ○平成17年度新規採択希望地区として申請予定 事業費 150,000千円 事業内容 ほ場整備 1団地 農道 1路線 用水路 1地区 有害鳥獣防止 1地区 【事業の負担割合】 国 55% 県 30% 町 15%	事業実施なし	事業実施なし	農地環境整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	5 農村振興総合整備事業（団体営含む）
調整の内容	農村振興総合整備事業（団体営含む）は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 農村の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村となるよう、農村生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生産環境整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、また、都市住民にとっても魅力ある地域社会とするために、地域住民をはじめとする多様な主体の参加と連携により、農地や農業用水、自然や景観、歴史や文化等の地域資源を活用して農村ならではの魅力を引き出し、活力ある地域づくりを進める。更に、農村の抱える課題と国民の期待に応えるためには、都市と農村を共生、対流する関係に位置づけ、新たなむらづくりを推進し、都市との間で「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を総合的に整備することが必要である。このため、地域住民の参画のもと、地域の多様なニーズに応じた農村生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 【事業主体】 市 【補助率】 基盤整備 国50% 県18% 市32% 環境施設整備 国50% 市50% 【概要】 平成17年度～平成23年度 事業費 1,000,000千円	【目的】 農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行い、優良農地の確保、効率的かつ安定的な営農環境の整備、農村生活環境の整備を図る。また、都市住民にとっても魅力ある地域社会とするために、地域住民をはじめとする多様な主体の参加と連携により、農地や農業用水、自然や景観、歴史や文化等の地域資源を活用して農村ならではの魅力を引き出し、活力ある地域づくりを進める。 【事業主体】 町 【補助率】 計画書作成 国50～60% ほ場整備外 国50% 県18% （＊ほ場整備の受益者負担は20%） 【概要】 総事業費 554,000千円 H17 農村振興基本計画書作成 H18 農村振興総合整備実施計画書作成 H19～23 集落道整備 4地区 H19～20 農道整備 1地区 H20～26 ほ場整備 3地区	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	5 農村振興総合整備事業（団体営含む）
調整の内容	農村振興総合整備事業（団体営含む）は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 農村の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村となるよう、農村生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生産環境整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、また、都市住民にとっても魅力ある地域社会とするために、地域住民をはじめとする多様な主体の参加と連携により、農地や農業用水、自然や景観、歴史や文化等の地域資源を活用して農村ならではの魅力を引き出し、活力ある地域づくりを進める。更に、農村の抱える課題と国民の期待に応えるためには、都市と農村を共生、対流する関係に位置づけ、新たなむらづくりを推進し、都市との間で「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を総合的に整備することが必要である。このため、地域住民の参画のもと、地域の多様なニーズに応じた農村生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 【事業主体】 町 【補助率】 基盤整備 国50% 県18% 町32% 環境施設整備 国50% 町50% 【概要】 平成17年度～平成23年度 事業費 1,000,000千円	【目的】 農村の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村となるよう、農村生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生産環境整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、また、都市住民にとっても魅力ある地域社会とするために、地域住民をはじめとする多様な主体の参加と連携により、農地や農業用水、自然や景観、歴史や文化等の地域資源を活用して農村ならではの魅力を引き出し、活力ある地域づくりを進める。更に、農村の抱える課題と国民の期待に応えるためには、都市と農村を共生、対流する関係に位置づけ、新たなむらづくりを推進し、都市との間で「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を総合的に整備することが必要である。このため、地域住民の参画のもと、地域の多様なニーズに応じた農村生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 【事業主体】 町 【補助率】 基盤整備 国50% 県18% 町32% 環境施設整備 国50% 町50% 【概要】 平成19年度～平成26年度 事業費 1,000,000千円	事業実施なし	農村振興総合整備事業（団体営含む）は、計画のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	6 県営海岸環境整備事業
調整の内容	県営海岸環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 農地保全に係る海岸で総合的なレクリエーション機能を発揮するために行う離岸堤、突堤、昇降路、養浜、水叩兼用の遊歩道、植栽、安全情報伝達施設、駐車施設等の新設または改良。 【事業概要】 平成16年度～平成18年度 総事業費 300,000千円 （平成16年度 30,000千円） 根固工 L=320m 養浜工 5,000㎡ 付帯施設工 1式 測量試験費 【事業費の負担割合】 基盤整備 国50% 県18% 市32% 環境施設整備 国50% 市50%	事業実施なし。	事業実施なし。	事業実施なし。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	6 県営海岸環境整備事業
調整の内容	県営海岸環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし。	事業実施なし。	事業実施なし。	県営海岸環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	7 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道）
調整の内容	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	7 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道）
調整の内容	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 本農道の整備改修をすることにより、地域農業の振興、流通機能の合理化、農村環境の改善が図られる。 【概要】 平成11年度～平成18年度 ・地区名 農免農道 霧島中央地区 ・全体延長 2,850m （農道2,660m 橋梁190m） 幅員 5.5m（7.0m） 事業費 1,174,100千円 改良区間 980m 新設区間 1,870m 橋梁 4橋 平成15年度までの整備済量 農道 1,001m 橋梁 85m 事業費 560,240千円 【負担割合】 国 50% 600,000千円 県 11.6/30 464,000千円 町 3.4/30 136,000千円	事業実施なし	事業実施なし	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	8 用排水施設整備事業（団体営含む）
調整の内容	用排水施設整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	【目的】 用排水施設において、農業生産性の阻害要因となっている施設の改修及び新設 【概要】 工事箇所 宿窪田芦谷原2期地区 事業年度 平成15年度～平成16年度 事業費 136,500千円 事業内容 トンネル工 L=150m 取水工 1箇所 【負担割合】 国 50% 県 29.75% 町 20.25%

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	8 用排水施設整備事業（団体営含む）
調整の内容	用排水施設整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 農業用用排水施設において、老朽化、未整備、他動的要因等により改修が必要となった施設の改修を行い、安定した水量確保、維持管理の省力化を図る。 【概要】 ○高千穂地区（平成14年度～平成16年度） 延 長 600m 事業費 43,000千円 内 容 水路工 600m 水門工 2箇所 ○大窪地区（平成16年度新規採択希望地区） 延 長 285m 事業費 90,000千円 内 容 水路工 165m 推進工 120m ゲート 3基 【負担割合】 国50％ 県29.75％ 町15.25％ 受益者5％	事業実施なし	【目的】 頭首工、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設 【概要】・桑ヶ谷地区 平成21年度～平成22年度 用水路 L＝200m 事業費 60,000千円 【負担割合】 国50％ 県25％ 町23％ 受益者2％ 【受益者負担】 水利施設整備の場合1h a 当たり30万円か1戸当たり35,000円で積上げた額のいずれか少ない額で調整する。	用排水施設整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	9 県営高潮対策事業
調整の内容	県営高潮対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 農地保全に係る海岸であって、高潮、波浪または、津波により被害が発生するおそれの大なる海岸保全施設の新設または改良。 【概要】 平成8年度～平成18年度 総事業費 335,000千円 消波工 L=989.2m 内堤工 L=2,161m 樋門工 3箇所 【負担割合】 国 50% 県 41.9% 市 8.1%	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	9 県営高潮対策事業
調整の内容	県営高潮対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【目的】 背後地の農地・宅地等を高潮・塩害から守るため、堤防に消波ブロックの設置と内堤工の改築を行う。 【概要】 負担金事業 真孝海岸 平成 9年～平成27年 総事業費 1,694,000千円 住吉海岸 平成16年～平成23年 総事業費 1,328,000千円 【負担割合】 国 50% 県 41.9% 町 8.1%	事業実施なし	県営高潮対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	10 県営湛水防除事業
調整の内容	県営湛水防除事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 近年、水田の造成、宅地開発が進められ、排水環境の変化により、湛水被害が発生している。水路断面の拡幅、排水ポンプの設置による強制排水を行い、これを解消する。 【概要】 ○府中地区 平成11年度～平成16年度 事業費 975,700千円 事業量 Φ800排水ポンプ 5基 ○国分南地区（県営分） 平成8年～平成19年度 事業費 2,908,900千円 事業量 L＝3,800m ○国分南地区 平成20年～平成23年度 事業費 8,000,000千円 事業量 排水機場 1式 【負担割合】 国 55% 県 30.7% 市 14.3%	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	10 県営湛水防除事業
調整の内容	県営湛水防除事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	県営湛水防除事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	11 県営畑地帯農道網整備事業
調整の内容	県営畑地帯農道網整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	【目的】 畑作の振興を図るため、生鮮野菜輸送の荷傷み防止、防塵対策を図るとともに、機械化営農による高生産性農業の展開を図る。 【採択基準】 ①受益面積50ha以上 ②野菜指定産地である。 ③受益地の畑地率が50%以上 【事業概要】 既農道の舗装。舗装幅員2.0～4.5m 対象地区 ：北麓原2期地区（H15～18） 4,205m 総事業費120,000千円 ：竹山東地区（H14～16） 5,000m 総事業費116,000千円 ：北麓原1期地区（H12～15） 5,600m 総事業費144,000千円 【事業主体】 県 【補助率】 国45% 県32% 町23% 【地元負担】 なし 【事務内容】 採択手続き、法手続の後、事業実施となり、 1, 地元説明会の開催 2, 路線ごとに現地説明会 3, 用地の相談、補償費の交渉等 4, 工事着手中の苦情・要望処理 5, 負担金の支払い 県より負担金の請求あり	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	11 県営畑地帯農道網整備事業
調整の内容	県営畑地帯農道網整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	県営畑地帯農道網整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	12 県営過疎基幹農道整備事業
調整の内容	県営過疎基幹農道整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	12 県営過疎基幹農道整備事業
調整の内容	県営過疎基幹農道整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	【目的】 過疎地域自立促進特別措置法の規程により市町村が管理する基幹的な農道のうち農林水産大臣が指定するものについて県が県計画に基づいてその新設及び改良を行い費用を負担する。 【概要】 ・三州線 計画年度 平成18年度 総事業費 208,000千円 事業量 L=2,000m W=4.0m 【負担割合】 国45% 県55%	県営過疎基幹農道整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	13 水環境整備事業
調整の内容	水環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	13 水環境整備事業
調整の内容	水環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【内容】 水路等の農業水利施設について、保全、管理、整備と一体的に親水空間の創出、景観の保全等に配慮した環境整備。 平成7年度～15年度で県営事業「水環境整備事業・宮内原地区」で実施中。 総事業費 550,000千円 現在、平成11年度部分完了分、親水施設・管理施設「宮の杜ふれあい公園」（管理道路）について管理委託協定を結んだ。 平成15年度の町の予算額13,214千円。 国50％ 県25％ 町25％ 公園管理委託料（草払い等） 隼人町シルバー人材センターへ 1,577千円 浄化槽維持管理委託料 国分隼人衛生公社へ 165千円 浄化槽点検手数料 環境保全協会へ 10千円 水道・電気使用料 水道課・九州電力へ 194千円	事業実施なし	水環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	14 田園自然環境保全整備事業
調整の内容	田園自然環境保全整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	14 田園自然環境保全整備事業
調整の内容	田園自然環境保全整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【目的】 田園環境マスタープラン上で環境配慮区域である地区の、農業・農村の持つ多面的機能の発揮を図るため、土地改良施設の整備を図る 【事業主体】 町 【補助率】 国50% 【概要】総事業費60,000千円（2地区） 宮西地区及び内村地区 宮内原用水遊歩道、法面保護、暗渠排水 予定年度 平成17～20年度	事業実施なし	田園自然環境保全整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	15 農業用河川工作物応急対策事業（団 体営含む）
調整の内容	農業用河川工作物応急対策事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	【目的】 2級河川以上に設置されている頭首工等の河川工作物について洪水、高潮等による災害を防止するために行なう河川工作物の整備補強 【概要】 工事箇所 中津川荒瀬地区 事業年度 平成14年度～平成17年度 事業費 245,910千円 事業内容 頭首工 1箇所 【負担割合】 国 55% 県 37% 町 8%

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	15 農業用河川工作物応急対策事業（団体営含む）
調整の内容	農業用河川工作物応急対策事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 1・2級河川に設置された頭首工、橋、水門等の構造が不适当又は不十分であるものについて、洪水等の災害を未然に防止することを目的とする。 【概要】 現在整備中若しくは申請中の地区はありません。 【負担割合】 国 50% 県32% 町18% (受益者負担はゲートに係る部分のみに5%)	【目的】 1・2級河川に設置されている頭首工、橋梁、水門、樋門、樋管等の構造が不适当又は不十分であるものについて洪水、高潮等による災害を防止するために行う堰体、護床工、取付護岸等の整備補強。 廃止された農業用河川工作物であって、治水機能の回復を図るために必要な工作物撤去等。 【概要】 現在申請中の地区はありません。 【負担割合】 国 県 町 50% 32% 18%	【目的】 1・2級河川に設置されている頭首工、橋梁、水門、樋門、樋管等の構造が不适当又は不十分であるものについて洪水、高潮等による災害を防止するために行う堰体、護床工、取付護岸等の整備補強。廃止された農業用河川工作物であって、治水機能の回復を図るために必要な工作物撤去等。 ・向江地区は16年度完了 【概要】 工事箇所 向江地区 事業年度 平成14年度～平成16年度 事業費 97,600千円 事業内容 可動堰1箇所 他 【負担割合】 国 県 町 55% 37% 8% (受益者分担金は下記のとおり) 水利施設整備の場合1h a 当たり30万円か1戸当たり35,000円で積上げた額のいずれか少ない額で調整する。	農業用河川工作物応急対策事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	16 基盤整備促進事業
調整の内容	基盤整備促進事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	16 基盤整備促進事業
調整の内容	基盤整備促進事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	【事業の目的】 効率的・安定的な農業経営を確立するために必要なきめの細かい整備等を行う。 【概要】 国師谷線 平成19年度～平成20年度 事業費 36,000千円 事業内容 農道整備 L=500m, W=4.0m 【事業費の負担割合】 国55% 県22% 町23% 中柚木線 平成20年度～平成21年度 事業費 80,000千円 事業内容 農道整備 L=300m 【事業費の負担割合】 国55% 県22% 町23%	基盤整備促進事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	17 里地棚田保全整備事業（団体営含む）
調整の内容	里地棚田保全整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	【目的】 昔ながらの美しい景観を残す地域を整備し、生産性の向上、維持管理の節減を図り耕作放棄地をおさえ、美しい自然を将来にわたって保全し守っていく。 【概要】 平成14年～平成16年度 事業費 78,000千円 事業内容 保全計画策定一式 生産基盤整備一式 保全施設整備一式 【負担割合】 国55% 県20% 町25%	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	17 里地棚田保全整備事業（団体営含む）
調整の内容	里地棚田保全整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	【目的】 中山間ふるさと水と土保全対策（県基金）、地域住民活動促進措置（市町村基金）によって行われる事業と一体的に、土地改良施設や農地の有する多面的機能を保全する地域住民活動や地域外住民の活力の導入等を通じた共同活動の活性化及び広域的な普及が図られるよう実施する。 【概要】 ・福地地区 平成15年度～平成17年度 総事業費 62,400千円 平成15年度 10,540千円 保全計画策定 土地改良施設保全事業 生活環境基盤整備 交流活動基盤整備 【負担割合】 国55% 県20% 町25%	里地棚田保全整備事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	18 土地改良施設維持管理適正化事業
調整の内容	土地改良施設維持管理適正化事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 土地改良施設は、その多くのものが公共事業で整備されたものである。一般にこれらの施設は、当該土地改良区等が管理しているものの、整備補修については、最近における農村環境の変化、土地改良施設の高度化、農村労働力事情の変化等、社会情勢の変容に伴い、必ずしも円滑に行われていない実情にある。このような実情にかんがみ、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資する。 【概要】 平成15年度 国分土地改良区 土地改良施設維持管理適正化事業拠出負担金 計3,205.5千円 （市への補助申請額 3,132.75千円） 【補助率】 国 30% 県 30% 市 30% 改良区 10%	【目的】 本町の水田は殆どが山間にあるため、用水の確保のためため池や井堰が多数設けられている。経年により機能の低下、不具合の発生が見受けられる。このため、生産性の確保、優良農地の維持確保、災害防止の点から改修、整備補修、機能回復を図る。 【概要】 総事業費 45,000千円 井堰改修 1地区 ため池改修 4地区 【補助率】 国 30% 県 30% 町 30% 改良区 10%	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	18 土地改良施設維持管理適正化事業
調整の内容	土地改良施設維持管理適正化事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【目的】 社会資本の有効利用の観点から土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資する。 【概要】 平成15年度 実績なし 【補助率】 国 30% 県 30% 町 30% 改良区 10%	【目的】 本町の水田は殆どが山間にあるため、用水の確保のためため池や井堰が多数設けられている。経年により機能の低下、不具合の発生が見受けられる。このため、生産性の確保、優良農地の維持確保、災害防止の点から改修、整備補修、機能回復を図る。 【概要】 平成15年度 実績なし 【補助率】 国 30% 県 30% 町 40% 【受益者負担】 1h a 当たり300千円か1戸当たり35千円で積上げた額のいずれか少ない額 【17年申請予定地区】 久保野地区	土地改良施設維持管理適正化事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	19 県単独農業農村整備事業
調整の内容	県単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 小規模地域における農業生産の再編と生産性の向上を図るとともに、生産基盤・生活環境施設の整備を地域の実態に即して総合的に実施すること。 【内容】 ○ 生産基盤の整備(かんがい施設・区画整理・農道整備・暗渠排水・客土・農地保全・施設整備) ○ 環境施設の整備(集落道路整備・集落排水・防災安全施設) ○ 景観施設整備(集落・農地・親水・植栽・文化) ○ 土地改良トータルプラン 【事務手順】 1月・・・採択希望地区要求(次年度要求) 4月・・・補助金交付申請(1次割当により) 4月・・・事業実施(追加地区要望他) 4月・・・実績報告・補助金請求 【概要】 平成15年度 事業費(7地区) 132,500千円 生産基盤・環境施設整備 かんがい排水 3地区 農道 3地区 農業集落道路 1地区 【その他】 補助率 県 45% 市 55%	【目的】 小規模地域における農業生産の再編と生産性の向上を図るとともに、生産基盤・生活環境施設の整備を地域の実態に即して総合的に実施すること。 【内容】 ○ 生産基盤の整備(かんがい施設・区画整理・農道整備・暗渠排水・客土・農地保全・施設整備) ○ 環境施設の整備(集落道路整備・集落排水・防災安全施設) ○ 景観施設整備(集落・農地・親水・植栽・文化) ○ 土地改良トータルプラン 【事務手順】 1月・・・採択希望地区要求(次年度要求) 4月・・・補助金交付申請(1次割当により) 4月・・・事業実施(追加地区要望他) 2月・・・実績報告・補助金請求 【概要】 平成15年度 農道整備(曲迫地区) 15,000千円 客土(木場地区) 8,000千円 【その他】 補助率 県 45% 町 55% (受益者負担については、工種別に算出している)	【目的】 小規模地域における農業生産の再編と生産性の向上を図るとともに、生産基盤・生活環境施設の整備を地域の実態に即して総合的に実施すること。 【内容】 ○ 生産基盤の整備(かんがい施設・区画整理・農道整備・暗渠排水・客土・農地保全・施設整備) ○ 環境施設の整備(集落道路整備・集落排水・防災安全施設) ○ 景観施設整備(集落・農地・親水・植栽・文化) ○ 土地改良トータルプラン 【事務手順】 1月・・・採択希望地区要求(次年度要求) 4月・・・補助金交付申請(1次割当により) 4月・・・事業実施(追加地区要望他) 2月・・・実績報告・補助金請求 【概要】 平成15年度 事業費(4地区) 30,300千円 かんがい排水 3地区 農道 1地区 【その他】 補助率 県 45% 町 55% (受益者負担については、工種別に算出している)	【目的】 小規模地域における農業生産の再編と生産性の向上を図るとともに、生産基盤・生活環境施設の整備を地域の実態に即して総合的に実施すること。 【内容】 ○ 生産基盤の整備(かんがい施設・区画整理・農道整備・暗渠排水・客土・農地保全・施設整備) ○ 環境施設の整備(集落道路整備・集落排水・防災安全施設) ○ 景観施設整備(集落・農地・親水・植栽・文化) ○ 土地改良トータルプラン 【事務手順】 1月・・・採択希望地区要求(次年度要求) 4月・・・補助金交付申請(1次割当により) 4月・・・事業実施(追加地区要望他) 4月・・・実績報告・補助金請求 【概要】 平成15年度 事業費(2地区) 34,120千円 生産基盤・環境施設整備 かんがい排水 1地区 農道 1地区 【その他】 補助率 県 45% 町 55% (受益者負担については、工種別に算出している)

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	19 県単独農業農村整備事業
調整の内容	県単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 小規模地域における農業生産の再編と生産性の向上を図るとともに、生産基盤・生活環境施設の整備を地域の実態に即して総合的に実施すること。 【内容】 ○ 生産基盤の整備(かんがい施設・区画整理・農道整備・暗渠排水・客土・農地保全・施設整備) ○ 環境施設の整備(集落道路整備・集落排水・防災安全施設) ○ 景観施設整備(集落・農地・親水・植栽・文化) ○ 土地改良トータルプラン 【事務手順】 1月・・・採択希望地区要求(次年度要求) 4月・・・補助金交付申請(1次割当により) 4月～・・・事業実施(追加地区要望他) 2月・・・実績報告・補助金請求 【概要】 平成15年度 計画なし 【その他】 補助率 県 45% 町 55% (受益者負担については、工種別に算出している)	【目的】 小規模地域における農業生産の再編と生産性の向上を図るとともに、生産基盤・生活環境施設の整備を地域の実態に即して総合的に実施すること。 【内容】 ○ 生産基盤の整備(かんがい施設・区画整理・農道整備・暗渠排水・客土・農地保全・施設整備) ○ 環境施設の整備(集落道路整備・集落排水・防災安全施設) ○ 景観施設整備(集落・農地・親水・植栽・文化) ○ 土地改良トータルプラン 【事務手順】 1月・・・採択希望地区要求(次年度要求) 4月・・・補助金交付申請(1次割当により) 4月～・・・事業実施(追加地区要望他) 2月・・・実績報告・補助金請求 【概要】 平成15年度 事業費(11地区) 60,500千円 生産基盤・環境施設整備 かんがい排水 5地区 農道 3地区 農業集落道路 3地区 【その他】 補助率 県 45% 町 55%	【目的】 小規模地域における農業生産の向上をはかるとともに、農村の活性化に資するため県町独自で補助する。 【概要】・中段線(農道) 平成19年度～平成20年度 L＝350m W＝4.0m 事業費 36,400千円 【負担割合】 県45% 町55% 【概要】・花建原線(農道) 平成18年度 L＝450m。W＝4.0m 事業費 22,500千円 【負担割合】 県45% 町55% 【概要】・第2前牧線(農道) 平成17年度～平成18年度 L＝550m, W＝4.0 事業費 30,000千円 【負担割合】 県45% 町55% 【概要】・芹牟田地区(頭首工) 平成17年度 一式 事業費 4,990千円 【負担割合】 県45% 町49% 受益者6% 【受益者負担】 水利施設整備の場合1haあたり30万円か1戸あたり35,000円で積上げた額のいずれか少ない額で調整する。 【その他】 補助率 県 45% 町 49% 受益者 6% 水利施設整備の場合1haあたり30万円か一戸あたり35,000円で積上げた額のいずれか少ない額で調整する。	県単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	20 農地・農業施設災害復旧事業
調整の内容	農地・農業用施設災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 異常な天然現象により被災した農地、農業用施設を原形に復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、1箇所の工事費用が40万以上で、その事業費の一部を国が補助する。 【実績】平成14年度 農地災害 7件 農業用施設災害 5件 【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等 に関する事務。 災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実 施及び監督 【事業の負担割合】 農地災害 国 50% 市 50% 農業用施設災害 国 65% 市 35%	【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 異常な天然現象により被災した農地、農業用施設を原形に復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、1箇所の工事費用が40万以上で、その事業費の一部を国が補助する。 【実績】平成14年度 農地災害 1件 農業用施設災害 4件 【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等に関する事務。災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実施及び監督 【事業の負担割合】 農業用施設災害 国 65% 町 35% 農地災害 国 50% 町 30% 受益者 20%（補助残20%）	【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 異常な天然現象により被災した農地、農業用施設を原形に復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、1箇所の工事費用が40万以上で、その事業費の一部を国が補助する。 【実績】平成14年度 農地災害 0件 農業用施設災害 2件 【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等に関する事務。 災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実施及び監督。 【事業の負担割合】 農業用施設災害 国 65% 町 35% 農地災害 国 50% 町 25% 受益者 25%(補助残の1/2)	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	20 農地・農業施設災害復旧事業
調整の内容	農地・農業用施設災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 異常な天然現象により被災した農地、農業用施設を原形に復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、1箇所の工事費用が40万以上で、その事業費の一部を国が補助する。 【実績】平成14年度 農地災害 3件 農業用施設災害 2件 【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等に関する事務。災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実施及び監督 【事業の負担割合】 農業用施設（農道以外・農道は受益者0%） 国 65.0% 町 17.5% 受益者 17.5% 農地 国 50.0% 町 25.0% 受益者 25.0%	【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 異常な天然現象により被災した農地、農業用施設を原形に復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、1箇所の工事費用が40万以上で、その事業費の一部を国が補助する。 【実績】平成14年度 農地災害 3件 農業用施設災害 0件 【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等に関する事務。災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実施及び監督 【事業の負担割合】 農業用施設災害 国 65% 町 35% 農地災害 国 50% 町 30% 受益者 20%（補助残20%）	【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 異常な天然現象により被災した農地、農業用施設を原形に復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、1箇所の工事費用が40万以上で、その事業費の一部を国が補助する。 【実績】平成14年度 農地災害 3件 農業用施設災害 0件 【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等に関する事務。 災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実施及び監督。 【事業の負担割合】 農業用施設災害 国 65% 町 35% 農地災害 国 50% 町 47.5% 受益者 2.5% 【受益者負担】 事業費の2.5%〔激甚法に適用するものは1/4（補助残）〕〔暫定法に適用するものは事業費の10%の1/4〕	農地・農業用施設災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	21 単独災害復旧事業
調整の内容	単独災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 農地災害 2件 農業用施設災害 1件 【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計に関する事務 契約事務、工事実施及び監督。 【負担割合】 農地災害 市 100% 農業用施設災害 市 100%	【目的】 補助対象外の小規模な農地・農業用施設の災害復旧を行い、農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 【概要】 農地災害 0件 農業用施設災害 1件 【事務手続】 事業計画及び調整、調査及び設計、契約事務、工事実施及び監督。 【負担割合】 農業用施設災害 町 80% 受益者 20% 農地災害 町 70% 受益者 30%	事業実施なし	【目的】 農業用施設における災害を復旧し、農業の生産向上並びに住民の環境整備を図る。 【概要】 農地災害 7件 農業用施設災害 0件 【事務手順】 補助金交付申請書 ↓ 現地調査・審査 ↓ 事業実施 ↓ 完了・確認 ↓ 補助金交付 【事業の範囲】 施設災害において、1箇所の工事費が5万円以上40万円以下とする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	21 単独災害復旧事業						
調整の内容	単独災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。								
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容						
【目的】 災害復旧事業に該当しない小災害等に対応する事業。 【概要】平成14年度 農地災害 1件 農業用施設災害 0件 【事務手順】 被害調査を実施し、受益者の確認（事業実施確認含む）後測量・設計を行い入札、工事着手となる。 【負担割合】 <table><tr><td>事業費</td><td>補助率</td></tr><tr><td>10万円～ 40万円</td><td>町 40％以内</td></tr><tr><td>10万円～ 80万円</td><td>町 50％以内</td></tr><tr><td>80万円～160万円</td><td>町 60％以内</td></tr></table>	事業費	補助率	10万円～ 40万円	町 40％以内	10万円～ 80万円	町 50％以内	80万円～160万円	町 60％以内	【目的】 農地、農業用施設が暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他の異常なる天然現象により被災した災害の復旧。 【概要】平成14年度 農地災害 0件 農業用施設災害 0件 【事務手順】 被害調査を実施し、受益者の確認（事業実施確認含む）後測量・設計を行い入札、工事着手となる。
事業費	補助率								
10万円～ 40万円	町 40％以内								
10万円～ 80万円	町 50％以内								
80万円～160万円	町 60％以内								

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	22 ふるさと農道緊急整備事業
調整の内容	ふるさと農道緊急整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	【目的】 国庫補助事業と地方単独事業を効果的に推進し農業・農村の振興と定住環境の改善に資するために実施する。 【内容】 平成11年度より町道石原大河内岡線(2,600m)を単独型(県単独事業)により改良舗装を実施中である。 【概要】 事業年度・・・平成11年度～平成17年度 施工延長・・・L=2,600m(W=5.0m) 事業費・・・508,000千円 【事業の負担割合】 県費・・・77% 町費・・・23%	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	22 ふるさと農道緊急整備事業
調整の内容	ふるさと農道緊急整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	【目的】 国庫補助事業と地方単独事業を効果的に推進し農業・農村の振興と定住環境の改善に資するために実施する。 【内容】 本線は、比曾木野・国分市川原集落を結ぶ重要路線であり、現在幅員が非常に狭く通行に多大な支障をきたしている。本事業で道路を改良し、アスファルト舗装道路として整備することにより集落間及び集落と公共施設等を結ぶ連絡道としての重要な役割を果たす。 【概要】 大屋敷線 事業年度・・・平成18年度～平成20年度 施工延長・・・L=1,000m(W=7.0m) 事業費・・・104,523千円 町負担金・・・23% 24,040千円	ふるさと農道緊急整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	23 単独農業農村整備事業
調整の内容	単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 国県補助の対象にならない、小規模な農地・農業用施設等の維持管理及び改良工事を町単独にて実施し、農業基盤及び環境整備を図るとともに災害を未然に防止する。 【内容】 生産基盤の整備及び環境施設の整備で小規模のもの。 【概要】 ・平成15年度 3,000千円	【目的】 国県補助の対象にならない、小規模な農地・農業用施設等の維持管理及び改良工事を町単独にて実施し、農業基盤及び環境整備を図るとともに災害を未然に防止する。 【内容】 生産基盤の整備及び環境施設の整備で小規模のもの。 【概要】 平成15年度 3,850千円 ・年度ごとに検討し、15節工事請負費で対処。 ・公共性、緊急性、必要性、投資効果等を精査し、予算要求してから実施。	【目的】 国庫補助や県補助の対象とならない小規模地域における事業について、単独事業として実施することにより、農業生産の向上を図るとともに、農村の活性化に資する。 【内容】 生産基盤の整備及び環境施設の整備で小規模のもの。 【概要】 ・平成15年度 3,000千円	【目的】 国庫補助や県補助の対象とならない小規模地域における事業について、単独事業として実施することにより、農業生産の向上を図るとともに、農村の活性化に資する。 【内容】 生産基盤の整備及び環境施設の整備で小規模のもの。 【概要】 ・平成15年度 計上なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	23 単独農業農村整備事業							
調整の内容	単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。									
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容							
【目的】 国庫補助や県補助の対象とならない小規模地域における事業について、単独事業として実施することにより、農業生産の向上を図るとともに、農村の活性化に資する。 【内容】 生産基盤の整備及び環境施設の整備で小規模のもの。 【概要】 ・平成15年度 計上なし 国・県補助事業の採択基準を満たさない要望地区について市単独事業として整備するもの。 ・平成15年度 3,000千円 【負担割合】 <table><tr><td>事業費</td><td>補助率</td></tr><tr><td>10万円～ 40万円</td><td>町 40%以内</td></tr><tr><td>40万円～ 80万円</td><td>町 50%以内</td></tr><tr><td>80万円～ 160万円</td><td>町 60%以内</td></tr></table>	事業費	補助率	10万円～ 40万円	町 40%以内	40万円～ 80万円	町 50%以内	80万円～ 160万円	町 60%以内	【目的】 国庫補助や県補助の対象とならない小規模地域における事業について、単独事業として実施することにより、農業生産の向上を図るとともに、農村の活性化に資する。 【内容】 生産基盤の整備及び環境施設の整備で小規模のもの。 【概要】 ・平成15年度 2,000千円	単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。
事業費	補助率									
10万円～ 40万円	町 40%以内									
40万円～ 80万円	町 50%以内									
80万円～ 160万円	町 60%以内									

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	24 単独農業用施設維持管理事業（材料等補助を含む）
調整の内容	単独農業用施設維持管理事業（材料等補助を含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については、新市において調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 ・既存の生産基盤施設及び環境施設の補修等の維持管理を行うことで、各施設の機能の保持と耐用年数の確保に資する。 ・農道・用排水路の管理及び補修に伴う材料支給。 ・農業生産力の向上を図るため土地改良事業を行うものに対し、規則に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。 【概要】 平成15年度 ・修繕料 14,000千円 ・使用料及び賃借料 8,000千円 ・材料支給 3,500千円 (補助対象事業基準) 事業費30万円以上1,000万円以内	【目的】 農道・用排水路の管理及び補修により ①農業の生産性の向上 ②農産物の流通の合理化 ③農業の近代化の促進 ④農村環境の改善に資することを目的とする。 【管理方法・事務手順等】 通常の除草・水路の土上げ等は受益者管理が原則 ・地元からの要望等に対しては、下記3通りから判断 ①→国県の補助事業の導入 ②→特定土木事業 ・国県の補助事業に非該当を町単補助補助率(補助残は地元負担) かんがい排水施設の新設・改修・・・75% 区画整理(ほ場整備)・・・・・・・・・・65% 農道の新設・改修・・・・・・・・・・80～75% 山林作業道の新設・改修・・・・・・・・75% 農業施設の復旧・・・・・・・・・・80% 農地の復旧・・・・・・・・・・70% 水田暗渠排水整備・・・・・・・・・・75% 集落道整備・・・・・・・・・・90% ③ →軽微な補修等：シルバー人材センターに委託(緊急補修業) 【②の事務の手順】 自治公民館単位での申請を原則としている。 1. 地元が補助金交付申請書を提出 位置図、受益者名簿、同意書、見積書などを添付。 2. 現地調査 3. 担当課で事業内容を精査・積算。 必要性・公共性・緊急性・投資効果・地元の意向等を検討 4. 補助金交付指令書 5. 地元より 工事着手届→事業完成報告書 6. 完成検査の実施 7. 補助金交付決定通知書の交付 8. 地元より 補助金交付請求書	【目的】 農業用施設の適切な維持管理を行うことにより、生産性の向上・維持管理の節減を図る。 【概要】 小規模な維持修繕については、町で実施する。 年間8,000千円 資材補助については、資材費の70%を補助する。 平成15年度 3,400千円 【事務手続】 小規模な維持修繕については、地元からの要望の後実施する。 資材補助については地元から、「横川町農業用施設及び土木費補助申請書」を提出してもらい審査後、資材費の70%を完了検査後交付する。	【目的】 農業の生産向上を図るため農業用施設の整備に要する費用について補助金を交付する。 【概要】 資材補助 平成15年度 5,800千円 【事務手続】 補助金交付申請 ↓ 現地調査及び審査 ↓ 交付決定 ↓ 施設整備 ↓ 完成届け ↓ 確認 ↓ 交付 【補助率】 事業費 補助率 5万円～ 30万円未満 10分の4以内 30万円～ 60万円未満 10分の5以内 60万円～ 150万円未満 10分の6以内

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	24 単独農業用施設維持管理事業（材料等補助を含む）
調整の内容	単独農業用施設維持管理事業（材料等補助を含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については、新市において調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 土地改良区・水利組合等の施設について材料支給を行う。主に用排水路の側溝整備用であるが、漏水防止、災害防除を目的とし安定した水量確保が図られる。また土地改良事業で整備した農道については伐採、側溝清掃等を実施している。その他の施設について改修工事が必要となった場合は、重機リース。人件費等により対応し農作業の安全性の確保及び効率化を図る。 【概要】 材料支給は各団体当たり15万円程度を上限とし支給。施工は団体が行う。 農道伐採等は、7月から8月にかけてシルバー人材センターに委託している。 平成15年度予算 材料支給 1,500,000円 農道伐採 300,000円 【材料支給の負担割合】 台帳に登録組合 15万円以内助成 台帳に未登録組合 " (9割助成)	【目的】 補助対象外の小規模な農地、農業用施設の維持管理により、零細農家の経営の安定を図る。 平成15年度予算 9,000千円 【概要】 農業用施設の維持及び補修	【目的】 土地改良施設の維持を行うことにより生産性の向上及び機能の保持を図る。 平成15年度予算 850千円 【概要】 受益者より申請を受け現地調査を行い必要と認めたとき材料等を支給する（生コン、砕石、トラフ）・必要な場合重機借上げで対応	単独農業用施設維持管理事業（材料等補助を含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、内容等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	25 畑総事業等地元負担対策事業（団体営含 む）
調整の内容	畑総事業等地元負担対策事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	【目的】 県営畑地帯総合土地改良事業により、昭和46年～平成2年に整備された十三塚原地区、昭和56年～平成11年に整備された竹子原地区の事業で、本来、町が実施すべき排水路や農道等の整備に係る借入金の償還に対し、負担金を納める。農業経営の安定、農家負担の軽減を図る。 【概要】 「十三塚原土地改良区」負担期間 平成3年～22年度 ・受益面積1,044ha(うち溝辺町 570ha) ・受益者1090人(うち溝辺町 635人) ・平成3年度より負担を開始。 ・平成14年度実績 38,635千円 ・平成15年度予定額 37,054千円 ・平成16年度予定額 36,604千円 ・平成17年度予定額 34,862千円 ・平成18年度予定額 31,026千円 ・平成19年度予定額 27,114千円 ・平成20年度予定額 18,173千円 ・平成21年度予定額 13,726千円 ・平成22年度予定額 8,290千円 「竹子土地改良区」負担期間 平成8年度～17年度 ・受益面積133.64ha ・受益者 229人 ・平成8年度より負担開始。 ・平成14年度実績 31,093千円 ・平成15年度予定額 31,093千円 ・平成16年度予定額 9,085千円 ・平成17年度予定額 9,085千円	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	25 畑総事業等地元負担対策事業（団体営含 む）
調整の内容	畑総事業等地元負担対策事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	【目的】 県営畑地帯総合土地改良事業により、昭和46年～平成2年に整備された十三塚原地区の事業で本来、町が実施すべき排水路や農道等の整備に係る借入金の償還に対し、負担金を納める。農業経営の安定、農家負担の軽減を図る。 【概要】 畑総償還負担金 平成14年度 20,323,000円 平成15年度 20,177,000円 平成16年度 19,713,000円 平成17年度 19,432,376円 平成18年度 16,980,109円 平成19年度 16,549,053円 平成20年度 12,582,701円 平成21年度 9,672,772円 平成22年度 5,885,755円	【目的】 県営特殊農地保全整備事業により、昭和57年～平成元年に整備された福地地区、平成2年～平成10年に整備された新原地区の事業で、本来、町が実施すべき排水路や農道等の整備に係る借入金の償還に対し、負担金を納める。農業経営の安定、農家負担の軽減を図る。 【概要】 ・福地地区 受益面積112ha 受益者 119人 平成元年度より負担開始。 平成14年度実績 15,228千円 平成15年度予定額 15,228千円 負担期間 平成元年度～平成21年度 平成16年度 15,228,050円 平成17年度 15,228,050円 平成18年度 12,280,020円 平成19年度 8,236,003円 平成20年度 8,236,003円 平成21年度 4,184,183円 ・新原地区 受益面積77ha 受益者 95人 平成3年度より負担開始。 平成14年度実績 945千円 平成15年度予定額 945千円 負担期間 平成3年度～平成22年度 平成16年度 945,282円 平成17年度 945,282円 平成18年度 945,282円 平成19年度 945,282円 平成20年度 945,282円 平成21年度 945,282円 平成22年度 945,282円	畑総事業等地元負担対策事業（団体営含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	26 農村振興基本計画等
調整の内容	農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは、旧市町の例による。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目 的】 地域農業の健全な発展と、都市住民にも魅力ある住みよい農村を目指し、農地や農業用水などの農業生産基盤の整備や、交通・情報通信・衛生等の生活環境の整備、更に自然や景観・歴史や文化等を活かした個性ある地域づくりを目指し、農村の総合的な振興を図る。 【策定】 平成13年度	【目 的】 土地改良法改正案により、基本原則として「環境との調和への配慮」が新たに位置づけられることとなった。この趣旨を全事業で実現していくためそれぞれの地域で作成された田園環境整備のマスタープランに即して事業実施することとし農地、水路、集落が有機的なつながりを有し、食料の安定供給と併せて自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容とする。 【概要】 平成8～9年度 県において農業農村環境整備対策指針を策定 平成14年度 溝辺町田園環境マスタープラン作成 ＊田園環境整備マスタープランはH19年に「農村環境計画」へ移行する見込み 【内容】 農地等の区域について「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定め、「環境創造区域」では、農業農村整備事業の実施にあたり、自然と共生する環境を積極的に創造する。 【策定】 平成14年度	【目的】 農業農村整備事業の実施に「環境との調和に配慮した事業実施」の必要性が求められることから、地域の環境概要・現状と課題・将来的な地域環境のあり方、事業に当たっての環境配慮のあり方の基本事項をマスタープランとして策定する。 【策定】 平成13年度	【目的】 農業農村整備事業の実施に「環境との調和に配慮した事業実施」の必要性が求められることから、地域の環境概要・現状と課題・将来的な地域環境のあり方、事業に当たっての環境配慮のあり方の基本事項をマスタープランとして策定する。 【策定】 平成13年度

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	26 農村振興基本計画等
調整の内容	農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは、旧市町の例による。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 土地改良法改正により、全ての土地改良事業において、「環境との調和への配慮」の取り組みを行うこととなった。 【概要】 町内全域の現況調査として、自然・社会・生産に関する環境調査を実施し、環境保全の基本方針を決定した。現況調査に基づき、整備計画のゾーニングをおこない、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方について明確な指針が示された。 【策定】 平成13年度	【目的】 本町の目標とする都市（まち）像である「人と自然と産業が共生するまち・隼人」の実現に向け時代の潮流を考慮しながら、4つの基本目標のもとに基本的施策を定め、これを積極的・効果的に展開し、効果的に展開し21世紀の新しい町づくりを進めていく。 基本目標 1. 心豊かな、文化の香り高いまちづくり 2. 健康で生きがいのある安心して暮らせるまちづくり 3. 豊かな暮らしを支え、活力とにぎわいに満ちたまちづくり 4. 魅力ある自然と共生する快適なまちづくり 【策定】 平成13年度	【目的】 地域の将来像及び農村振興施策の基本方針等を内容とする個性ある地域づくりを実現するため基本構想を策定する（農村振興総合整備計画の必須策定である） 【概要】 町内全域の現況調査として、自然・社会・生産に関する環境調査を実施し、環境保全の基本方針を決定した。現況調査に基づき、整備計画のゾーニングをおこない、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方について明確な指針が示された。 【策定】 平成13年度	農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは、旧市町の例による。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	27 運営補助事業（土地改良区）
調整の内容	運営補助事業（土地改良区）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実績なし	【目的】 土地改良区と一体となり連携をとり ①農業生産性の向上 ②農産物の流通の合理化 ③農業の近代化の促進 ④農村環境の改善を進めるため、農業用施設の適切な維持管理と有効活用、生産基盤の強化を図り、町民(受益者)が農業が続けられる体制づくりを進めるため、運営補助を行う。 【概要】 ・十三塚原土地改良区 受益面積 1,044ha(うち溝辺町 570ha) 組合員数 1,090人(うち溝辺町 635人) ・竹子土地改良区 受益面積 133ha 組合員数 229人 【具体的な運営補助】 ・土地改良区運営補助 : 組織運営のための補助 十三塚原土地改良区 昭和50年～ (H15年度実績 3,987千円) 竹子土地改良区 昭和56年～ (H15年度実績 3,701千円) 【その他】 ・総会、幹事会等への出席	実績なし	実績なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-16-④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	27 運営補助事業（土地改良区）
調整の内容	運営補助事業（土地改良区）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 田口土地改良区 会員数130名 受益面積63h a 運営補助なし	【目的】 改良区施設の運営補助 【概要】 補助金 平成14年度 1. 宮内原土地改良区 62万3千円 2. 市成吉沢新田土地改良区 84万7千円 3. 十三塚原土地改良区 176万6千円	【目的】 土地改良施設の維持管理及び事業による 借入金の償還回収の業務を行うほか町の振 興計画に基づく土地改良事業の計画推進並 びに関連する事業の推進受委託を行う。 又、組合員の土地の有効利用及び担い手の 育成等を図るため、担い手育成支援事業を 実施する。 【概要】 補助金 平成14年度 2,500千円 組合員数528人	運営補助事業（土地改良区）は、現行のと おり新市に引き継ぐ。なお、補助金等につい ては、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】 の取扱い	関 係 項 目	28 土地改良区の育成助言に関すること
調整の内容	土地改良区の育成、助言に関することは、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実績なし	【目的】 土地改良区と一体となり連携をとり ①農業生産性の向上 ②農産物の流通の合理化 ③農業の近代化の促進 ④農村環境の改善を進めるため、農業用 施設の適切な維持管理と有効活用、生産基 盤の強化を図り、町民(受益者)が農業が続 けられる体制づくりを進める。	実績なし	参考 【目的】 大規模ほ場における効率的かつ生産性の 高い農業の確率をめざし、組合員の利益増進 を図る。併せて、地域農業を担う「担い手農 家」を育成する。 【概要】 【組合の名称】 ・中津川農用地利用改善組合 【組合の事業】 ・農作業受託及び転作等農地計画的利用に関 すること ・農業機械・施設の導入及び効率的利用に関 すること 【具体的な支援等】 ・総会、幹事会等への出席

參考資料

協 議 事 項	25－16－④農林水産関係事業【耕地】の取扱い	関 係 項 目	28 土地改良区の育成助言に関すること
調整の内容	土地改良区の育成、助言に関することは、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 田口土地改良区 会員数130名 受益面積63h a 土地改良の相談により農業基盤整備に努めている。	【目的】 ・土地改良区の相談により農業基盤整備に努めている。	【目的】 ・土地改良区の相談により農業基盤整備に努めている。	土地改良区の育成、助言に関することは、 現行のとおり新市に引き継ぐ。

農林水産関係【耕地】事業 先進事例

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会

7. 農業基盤整備については、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業の新市と受益者との負担割合については、等分とすることを原則とする。
なお、合併時において継続している事業については、現行どおりとする。
- (2) 単独県費補助事業の新市と受益者との負担割合については、等分とする。
- (3) 新市単独補助事業については、補助対象事業費を30万円以上かつ単独県費補助事業採択基準額未満とし、補助率を2分の1とする。要件等は合併までに調整する。
- (4) 利子補給及び償還助成制度については、合併時において継続しているものは現行どおりとする。

萩広域市町村合併協議会(山口県)

2 農林業基盤整備事業については、次のとおり実施する。

- (1) 国庫補助事業で合併時に継続している事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (2) 受益者負担割合については、継続しているものは現行どおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において統一する。
- (10) 土地改良区事業については、当面現行どおりとし新市において制度を統一する。

修善寺町外3町合併協議会(静岡県)

- (3) 農林水産業施設の維持補修に係る原材料支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、制度の統一を図る。ただし、原材料支給に係る地元負担金は、合併時に廃止する。
- (4) 受益者が特定される農林水産業施設整備事業等に係る受益者負担金については、現行のとおりとし、合併後2年以内に統一する。

商工・観光関係事業について（協定項目25－17）

商工・観光関係事業について、次のとおり協議を求める。

- 1 企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整する。
- 2 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については合併までに調整する。
- 3 商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。
- 4 観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討する。
- 5 観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。

平成16年2月12日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	企業誘致について
調 整 の 内 容	1 企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整する。		

項目	各市町の現況			
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
目 的	・雇用の場の確保 ・若者やUターン者の地元定住化 ・地域経済の活性化を推進 ・国分上原テクノパークを中心に、高度な技術力・研究開発を有する企業の誘致 ・工場見学を実施し、誘致企業の現状と認識を深めてもらう。	・町の保有土地及び県町村土地開発公社溝辺町支社保有土地の処分及び誘致。	・雇用増大と、活力創出 ・豊かな産業のまちづくり ・主要施策に基づくまちづくり ・魅力ある地域づくり	・雇用の場の確保 ・若者やUターン者の地元定住化 ・地域経済の活性化を推進
工業団地名	岩板工業団地 上野原工業団地	久留味川工業団地 鹿児島臨空団地(造成中)	上ノ団地 二石田団地 崎山団地 鍋迫団地	みやまきりしま工業団地
誘致企業数	3 0 社	4 社	2 1 社	3 社
独自の優遇措置	国分市工業開発促進条例 ・製造の事業に供する設備等の取得額 2,500万円超 3年間の固定資産税課税免除 ・試験研究設備等の取得額 5,000万円超 3年間の固定資産税不均一課税 国分市工場等立地促進に関する条例 対象要件 ・工場適地、農工団地等での立地 ・用地面積が 3,000㎡ 以上、用地取得後3年以内に操業開始 ・新規雇用5人以上 ・市との立地協定 補助金 ・工場等用地取得費補助 土地取得価格× 30/100 限度額 6,000万円 ・雇用促進補助 新規雇用者数× 20万円 限度額 500万円	溝辺町工業開発促進条例 ・固定資産税3年間の免除 ※競輪場外車券発売施設 ・溝辺町有川地区に事業推進中 ・名称「サテライトみぞべ」 ・施工者 佐賀県武雄市（たけお競輪） ・設置者 (株)九州みぞべ興産 ・7月25日県許可 開発行為、林地開発、農地転用 ・9月18日経済産業大臣設置許可 ・平成16年夏の開場を目指す。	横川町工場立地促進条例 ・固定資産税3年間の免除 工業立地促進補助金（限度額 1,000万円 ） ①用地取得費の 1/10 以内 ②雇用促進 10万円 ×地元雇用者 工業用水無料（揚水施設）	牧園町過疎地域産業開発促進条例 対象要件 青色申告書又は、法人税法を提出する事業所 工業生産施設、旅館業施設 ・固定資産税3年間の免除

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	企業誘致について
調 整 の 内 容	1 企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整する。		

項目	各市町の現況			
	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
目 的	・企業誘致は特に行っていない。県と連携し連絡調整を行っている。	・地場企業技術の高度化につながる高度技術企業や研究開発型企業、農林水産業の高付価値化を実現する企業等、優良企業の誘致を積極的に推進する。	・雇用の場の確保 ・若者やUターン者の地元定住化 ・地域経済の活性化を推進	1 企業誘致については新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整する。
工業団地名	なし	小田工業団地（未造成） 鹿兒島臨空団地（造成中）	なし	
誘致企業数	なし	1 8 社	5 社	
独自の優遇措置	【優遇措置】 特になし	隼人町工業開発等促進条例 ・ 新增設投下固定資本2,800万円以上 固定資産税 3 年間課税免除	福山町工場等立地促進条例 ①増加する地元雇用者（3ヶ月以上雇用される者に限る）の数に10万円を乗じた額 ②工業用水確保のため、地下水のさく井及び、導水に要した経費の2分の1 ③工場建物用地の取得費の5分の1、造成費については工場用地の造成費の2分の1相当額又は、土地賃借料の1年分の2分の1相当額とする。 ※補助金の交付を受けようとするものは、①及③の土地賃借料は操業開始後1年おきに3年を限度として申請できる。 ※補助金の限度額は総額で1,000万円ただし①②③の限度額は100万円とする。 福山町過疎地域産業開発促進条例 対象要件 ・ 青色申告書又は法人税法を提出する事業所	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	商工会議所及び商工会への助成等
調 整 の 内 容	2 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとお市新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【名称】 商工会議所育成補助金 【目的】 商工業の活性化、労務対策等の活動推進を図る活動を行うものである。 【補助額】 （平成14年度） 9,900千円 ・会議所運営推進 3,000千円 ・商工業活性化推進 1,600千円 ・青年部・女性部対策 600千円 ・労務対策 1,000千円 ・税務指導対策 700千円 ・地域情報化支援システム 3,000千円	【名称】 商工会育成補助金 【目的】 商工会及び商工青年部、商工婦人部に補助を行い、商工会が本町の商工業の振興の一端を担えるよう助成する。 【補助額】 （平成14年度） 4,000千円 ・経営改善普及事業指導員設置 1,000千円 ・経営改善普及事業指導事業 300千円 ・地域総合振興事業 2,200千円 ・管理費 500千円 【交付時期】 単年度2回に分けて交付する（6月と9月） 【その他】 商工業者中小企業大学研修事業助成金 平成14年度実績 3件 42,500円	【名称】 商工会運営補助金 【目的】 商工業の公共的期間である商工会の安定した運営のため 【補助額】 （平成14年度） 4,000千円 ・一般運営補助金 4,000千円 【交付時期】 単年度2回に分けて交付する（7月と11月）	【名称】 商工会運営補助金 【目的】 地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、商工業の公益機関である商工会の安定した運営のための補助 【補助額】 （平成14年度） 2,900千円 ・商工会運営補助金 2,700千円 ・商工会女性部研修補助金 200千円
【商工会議所役員】 会頭1名、副会頭2名、専務理事1名 常議員26名、監事3名、顧問1名 【事務局構成】 事務局長1名、中小企業相談所長1名 経営指導員2名、記帳専任職員1名 補助員1名、一般職員5名、臨時職員2名 【会員数】 1,216事業所(法人639、個人557)	【商工会役員】 会長1名、副会長2名、理事9名、監事2名 【事務局構成】 事務局長1名、経営指導員1名、補助員1名 記帳選任職員1名 【会員数】 209名	【商工会役員】 会長1名、副会長2名、理事9名、監事2名 【事務局構成】 事務局長1名、経営指導員1名、補助員1名 記帳選任職員1名 【会員数】 219名	【商工会役員】 会長1名、副会長2名、理事16名、監事2名 【事務局構成】 事務局長1名、経営指導員2名、補助員1名 記帳選任職員1名、記帳指導職員1名 【会員数】 218名

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	商工会議所及び商工会への助成等
調 整 の 内 容	2 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【名称】 商工会補助金 【目的】 小規模事業者及び商工業者の経営改善事業を推進し、霧島町商工業の総合的改善発展を図る。 【補助額】 （平成14年度） 2,500千円 ・ 商工会運営補助 2,500千円	【名称】 商工会補助金 【目的】 地区内における商工業者の総合的な改善を図るため、町内商工業者の健全な発展に寄与しようとする商工会に補助金を交付する。 【補助額】 （平成14年度） 6,300千円 ・ 商工会運営補助金 4,000千円 ・ 青年部等活動補助金 800千円 ・ 隼人町特産品協会運営補助金 500千円 ・ 商店街活性化対策費補助金 1,000千円	【名称】 商工会運営補助金 【目的】 商工業の公益的機関である商工会の安定した運営のため。 【補助額】 （平成14年度） 1,600千円 ・ 商工業診断事業 100千円 ・ 経営改善普及・地域振興事業 1,500千円	2 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金等については、合併までに調整する。
【商工会役員】 会長 1 名、副会長 2 名、理事15名、監事 2 名 【事務局構成】 経営指導員 2 名、補助員 2 名 記帳専任職員 1 名 【会員数】 177名	【商工会役員】 会長 1 名、副会長 1 名、理事16名、監事 2 名 【事務局構成】 事務局長 1 名、経営指導員 2 名、補助員 1 名 記帳専任職員 1 名、記帳指導職員 1 名 一般職員 1 名 【会員数】 564名	【商工会役員】 会長 1 名、副会長 2 名、理事10名 【事務局構成】 事務局長 1 名、経営指導員 1 名、補助員 1 名 記帳専任補助員 1 名 【会員数】 138名	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	商工業者利子補給事業
調 整 の 内 容	3 商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【名称】 中小企業対策制度資金利子補給金 【目的】 中小企業者が制度資金の融資を受けた時、当該中小企業者が負担する制度資金に掛かる利子に対し、利子補給金を交付し、市内中小企業者の体質強化及び経営の安定化を図る。 【資格】 - 本市に在住し、その区域において6月以上継続して事業を営んでいるもの。 【補助率】 - 制度資金の融資を受けた中小企業者が取扱金融機関に対して支払う利子の合計額に20/100を乗じて得た額とする。 - 商業近代化等資近代化等資金のうち商店街整備計画、店舗共同化計画のために利用する中小企業者については100/100を乗じて得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 【対象事業】 - 国民金融公庫が融資する普通貸付金、小企業等経営改善資金、生鮮食料品等小売業近代化資金、商業近代化資金、環衛貸付資金 - 県が中小企業振興資金融資要綱の規定により融資する中小企業振興資金 - 県が中小企業体質強化資金融資要綱の規定により融資する中小企業体質強化資金 【実績】 平成14年 268件 2,880,000円	【名称】 商工業者事業資金利子補給補助金 【目的】 商工業者の活性化対策に対処するため、本町において事業を営む商工業者が商工会を通じて制度資金の融資を受けた場合において、当該商工業者の負担する制度資金に係る利子の一部を補助し、本町の商工業の活性化及び商工業者の体質強化・経営の安定に資することを目的とする。 【資格】 - 町内において6ヶ月以上事業を営んでいる者 - 商工会会員であること。 - 町税を完納している者 【補助率】 - 借入金額の1% - 限度額200万円 - 千円未満の端数切捨て 【対象事業】 - 商工会の金融斡旋に基づくもの - 国民生活金融公庫法に基づく、国民生活金融公庫が融資する普通貸付、小企業等経営改善資金貸付、環衛貸付 - 県が中小企業振興資金融資要綱の規定により融資する小口資金、季節資金、商工観光業設備資金、長期運転資金 【実績】 平成14年度 23件 1,51500円	【名称】 商工業者育成利子補給事業 【目的】 町内の商工業者の事業資金借入れに対し、その利息の一部を補給することにより、経営を安定化させ、もって商工業者の育成、振興に寄与することが目的である。 【資格】 - 町内の商工業者で、かつ商工会会員であること。 【補助率】 - 借入金額の1% - 限度額借入金額1,000万円以内とする。 【対象事業】 - 国民生活金融公庫 - 鹿児島県中小企業資金 - 商工貯蓄共済融資制度 【実績】 平成14年度 2件 100,000円	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	商工業者利子補給事業
調 整 の 内 容	3 商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【名称】 商工業資金利子補給補助金 【目的】 商工業者の育成、並びに商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、利子補給補助金を交付。 【資格】 ・商工会の会員である者 【補助率】 ・単年度のみで借入金の１％ ・限度額1,000万円 【対象事業】 ・県制度資金、県民生活金融公庫普通、経営改善貸付、商工貯蓄共済制度資金 【実績】平成14年度 実績なし	【名称】 商工勸業資金利子補給 【目的】 商工勸業資金融資事業においての借入希望者が少ない状況を踏まえ、当該利子補給を受けることにより資金借入を有利にし、今後の商工業の振興に資する。 【資格】 ・16年度実施予定であり、未定 【補助率】 ・年１％ ・限度額500万円 【実績】 ・平成16年度より実施予定 【名称】 店舗改装利子補給事業 【目的】 商工業振興の一環として、町内商店で店舗診断をした結果勧告を受け店舗改装を実施し、そのため要した借入金の利子補給 【資格】 ・商工会の会員である者 ・店舗診断の結果を受け、店舗を改装した者 【補助率】 ・年１％利子補給 【実績】 ・平成14年度実績 ４件 381,330円	【名称】 中小企業設備資金利子補給 【目的】 中小企業者の活性化と経営安定を図るため、中小企業者が負担する設備資に係る利子の一部を補給する。 【資格】 ・町内において１年以上事業を営んでいる者 ・設備資金の融資を受けたもの 【補助率】 ・年２％ ・限度額500万円 【実績】 ・平成14年度 １５件 523,326円	3 商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	観光イベント・伝統行事
調 整 の 内 容	4 観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう現行のとおり新市に引継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討する。		

各市町の現況							
国分市		溝辺町		横川町		牧園町	
【名 称】	国分市納涼花火大会	【名 称】	グリーンエアポートフェスタ	【名 称】	さくら祭	【名 称】	霧島高原太鼓まつり
【実施主体】	国分市観光協会	【実施主体】	溝辺町民活団体	【期 日】	毎年3月下旬（予定）	【期 日】	7月下旬（みやまコンセール）
【期 日】	毎年8月16日（下井海岸）	【期 日】	4月第1土日（鹿児島空港）	【実施主体】	横川町	【実施主体】	同実行委員会
【補助金額】	総事業費 約9,000千円 ※うち市補助金：5,000千円	【補助金額】	なし	【補助金額】	運営費：約1,500千円を予定	【補助額】	5,000千円
【集客実績】	約35,000人	【集客実績】	2,000人（平成14年度）	【集客実績】	平成16年3月実施予定	【集客実績】	15,000人（平成14年度）
【実施回数】	17回目	【実施回数】	2回	【実施回数】	平成16年3月実施予定	【実施回数】	昭和61年～ 18回目
【名 称】	国分市新春花火大会	【名 称】	溝辺町夏まつり	【名 称】	横川夏祭り	【名 称】	霧島高原サイクルジャンボリー
【実施主体】	国分市観光協会	【実施主体】	溝辺町商工会（上床公園）	【期 日】	8月中旬（横川駅前広場）	【期 日】	11月下旬（町内一円）
【期 日】	1月1日の午前0時前後 （城山公園）	【期 日】	7月下旬	【実施主体】	横川町商工会	【実施主体】	同実行委員会
【補助金額】	総事業費 約1,000千円 ※うち市補助金：1,000千円	【補助金額】	商工会育成補助より 1,700千円	【補助金額】	500千円	【補助額】	2,700千円
【集客実績】	約5,000人	【集客実績】	3,000人（平成14年度）	【集客実績】	2,000人（平成14年度）	【集客実績】	671人（平成14年度）
【実施回数】	8回目	【実施回数】	30回	【実施回数】	60回	【実施回数】	昭和62年～ 17回目
【名 称】	国分夏まつり			【名 称】	南日本カップアマチュアゴルフ大会	【名 称】	龍馬ハネムーンウォークin霧島
【実施主体】	同実行委員会（会議所内）			【期 日】	毎年9月上旬	【期 日】	2月中旬（町内一円）
【期 日】	毎年7月中旬（国分市街地）			【実施主体】	かごしま空港36カントリークラブ	【実施主体】	同実行委員会
【補助金額】	総事業費 約27,000千円 ※うち市補助金：13,000千円			【補助金額】	950千円	【補助額】	1,500千円
【集客実績】	約120,000人			【集客実績】	448人（平成14年度）	【集客実績】	2,500人（平成14年度）
【実施回数】	39回目			【実施回数】	21回	【実施回数】	平成9年～ 8回目
【名 称】	広域観光スタンプラリー			【名 称】	山ヶ野史跡めぐりウォーキング大会	【名 称】	霧島国立公園指定記念ゴルフ大会 「紅葉杯」
【実施主体】	同実行委員会			【期 日】	毎年3月上旬	【期 日】	毎年11月（霧島ゴルフクラブ・ 高千穂カントリー倶楽部）
【期 日】	3月14日（2市6町の観光地）			【実施主体】	同地区文化財保護活用実行委員会	【実施主体】	同実行委員会
【補助金額】	総事業費 1,370千円 ※うち市補助金：1,320千円 県補助金： 50千円			【補助金額】	400千円	【補助額】	400千円
【集客実績】	1,000人（見込み）			【集客実績】	250人（平成14年度）	【集客実績】	5,500人（平成14年度）
【実施回数】	2回目			【実施回数】	2回	【実施回数】	20回目

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【名 称】 国分市キャンプ 海水浴場海びらき 【実施主体】 国分市観光協会 【期 日】 毎年7月初旬 【補助金額】 150千円 【集客実績】 約5,000人 【名 称】 ハンギリ出し 【実施主体】 小村新田池沼魚捕り組合 【期 日】 毎年8月16日 【補助金額】 物質的補給（花火・飲物等） 広報・PR活動 【集客実績】 約5,000人 【名 称】 国分市産業フェア 【実施主体】 同実行委員会 【期 日】 毎年11月第2土日 【補助金額】 総事業費 14,140千円 内補助金 13,400千円 【集客実績】 約60,000人 【実施回数】 16回		【名 称】 春市・秋市 【期 日】 春市4月上旬 秋市11月中旬 横川町商店街 【実施主体】 横川町商工会 【補助金額】 春市 400千円 秋市 500千円 【集客実績】 1,000人（平成14年度） 【実施回数】 春市 8回 秋市 17回	【名 称】 アンダーハンディゴルフ選手権大会 【期 日】 通年（県内の28ゴルフ場） 【実施主体】 各ゴルフ場 【補助額】 200千円 【集客実績】 2,500人（平成14年度） 【実施回数】 平成9年～ 8回目 【名 称】 KKB月例ゴルフ大会 【期 日】 通年（霧島ゴルフクラブ） 【実施主体】 ㈱KKBオペレーション 【補助額】 なし（協賛） 【集客実績】 900人 【実施回数】 8回

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	観光イベント・伝統行事
調 整 の 内 容	4 観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう現行のとおり新市に引継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【名 称】 南九州神楽まつり 【実施主体】 同実行委員会 【期 日】 8月下旬 土曜日（霧島神宮） 【補助金額】 6,500千円 【集客実績】 3,000人 【実施回数】 6回目 【名 称】 霧島山麓ゴルフ大会 【実施主体】 同実行委員会 【期 日】 2月と8月の第3木曜日 （高千穂カントリー倶楽部） 【補助金額】 100千円 【集客実績】 300人 【実施回数】 33回目 【名 称】 霧島国立公園指定記念ゴルフ大会 「紅葉杯」 【期 日】 毎年11月（霧島ゴルフクラブ・ 高千穂カントリー倶楽部） 【実施主体】 同実行委員会 【補助金額】 400千円 【集客実績】 5,500人（平成14年度） 【実施回数】 昭和59年～ 20回目 【名 称】 ほぜ祭 【実施主体】 ほぜ祭奉賛会 【期 日】 毎年11月23日（霧島神宮） 【補助金額】 1,000千円 【集客実績】 2,000人 【実施回数】 45回	【名 称】 日当山温泉祭 【実施主体】 同実行委員会 【期 日】 8月の第1土曜日（日当山公園） 【補助金額】 1,000千円 【集客実績】 30,000人 【実施回数】 41回目 【名 称】 浜之市港祭り 【実施主体】 同実行委員会 【期 日】 7月中旬（浜之市港） 【補助金額】 180千円 【集客実績】 1,000人 【実施回数】 47回 【名 称】 隼人駅前祭り 【実施主体】 同実行委員会（隼人駅前） 【期 日】 7月下旬 【補助金額】 180千円 【集客実績】 1,000人 【実施回数】 16回 【名 称】 日当山温泉祭旗少年サッカー大会 【実施主体】 日当山温泉祭実行委員会 【期 日】 7月下旬（日当山小学校） 【補助金額】 250千円 【集客実績】 30チーム 1,000人 【実施回数】 8回目 【名 称】 列島南下ゲートボール大会 【実施主体】 隼人町観光協会 【期 日】 3月中旬（町営グラウンド） 【補助金額】 900千円 【集客実績】 160チーム 1,000人 【実施回数】 19回目	【名 称】 ふくふくランドフェスタ （福の国めぐりウォーク・県パークゴルフ大会） 【実施主体】 同実行委員会 【期 日】 毎年11月（福山町運動公園他） 【補助金額】 3,099千円 【集客実績】 1,500人 【実施回数】 2回目	4 観光イベント・伝統行事については、 伝統や歴史文化が失われないよう現行 のとおり新市に引き継ぐ。ただし内容 ・期日等が類似しているものについて は、新市において統合を検討する。

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【名 称】 8号洋画・日本画展 【実施主体】 同実行委員会 【期 日】 毎年10月初旬（町公民館） 【補助金額】 630千円 【集客実績】 2,000人 【実施回数】 15回	【名 称】 初午祭 【実施主体】 初午祭実行委員会 【期 日】 旧暦1月18日の次の日曜日 【会 場】 鹿児島神宮境内及び参道 【補助金額】 3,510千円 【協賛金額】 2,600千円 ※内訳 鹿児島神宮 500千円 隼人町商工会 100千円 一般 2,000千円 【集客実績】 約20万人 【名 称】 初午祭前夜祭 【実施主体】 初午祭前夜祭小委員会 【期 日】 初午際前日 【会 場】 鹿児島神宮境内及び参道 【補助金額】 1,000千円 【集客実績】 1,000人 【実施回数】 3回		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	観光協会等関係団体への助成
調 整 の 内 容	5 観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【協会名】 国分市観光協会 【活動内容】 ・観光資源の保存・開発及び紹介宣伝 ・観光施設の整備充実 ・特産品・土産品の紹介宣伝 ・郷土芸能の保存・育成 ・市民に対する観光意識の啓発普及 ・観光客の誘致 ・観光事業従事者の資質向上 ・その他本協会の目的達成に必要な事業 【委員構成】 名誉会長 1名 会長 1名 副会長 3名 理事 若干名 【役員の任期】 3年。ただし再任を妨げない。 【事務局】 市役所商工観光課内 【補助額】 2,700千円	該当なし	同左	【協会名】 (社) 大霧島観光協会 【活動内容】 ・観光の宣伝並びに観光客の誘致及び案内 ・観光事業の計画促進及び調査研究 ・観光に関する行事等の開催及び運営受託 ・観光関係情報の収集及び情報提供 ・観光諸団体、諸機関等の連絡調整及び提供 ・霧島高原国民休養地乗馬施設の管理受託 【委員構成】 会長 1名 副会長 3名 理事 若干名 【役員の任期】 2年。ただし再任を妨げない。 【事務局】 事務局長 1名 職員 4名 【補助額】 13,500千円 【協会名】 妙見温泉観光協会 【活動内容】 ・研究事業（講習会・先進視察・宣伝） ・親睦 ・その他当組合の目的達成に必要な事業 【委員構成】 会長 1名 副会長 1名 理事 3名 監事 1名 【役員の任期】 2ヵ年。ただし再任を妨げない。 【事務局】 事務局長 1名 【補助額】 900千円

各市町の現況											
国分市	溝辺町	横川町	牧園町								
			【協会名】安楽温泉観光協会 【活動内容】 ・宣伝広報パンフレット作成 ・研究会及び観光宣伝 【委員構成】 <table> <tr> <td>会長</td><td>1名</td><td>副会長</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>会 計</td><td>1名</td><td>監査役</td><td>1名</td></tr> </table> 【役員の任期】2ヵ年 【事務局】事務局長 1名 【補助額】450千円	会長	1名	副会長	1名	会 計	1名	監査役	1名
会長	1名	副会長	1名								
会 計	1名	監査役	1名								

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 1 7 商工・観光関係事業	関 係 項 目	観光協会等関係団体への助成
調 整 の 内 容	5 観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【協会名】 国立公園霧島観光協会 【活動内容】 ・案内所の利用許可申請の受付、維持管理及び保全 ・観光に関する案内・宣伝等各種観光業務他案内 ・紹介等による観光客等への便益供与 ・研修会・講習会、展示会、その他会合の開催 【委員構成】 会長 1 名 副会長 2 名 理事 9 名 監事 2 名 【役員の任期】 2 年。ただし再任を妨げない。 【事務局】 事務局長 1 名 パート 2 名 【補助額】 4,700 千円	【協会名】 隼人町観光協会 【活動内容】 ・観光資源の保護及び調査研究並びに開発 ・観光と直結する各種産業の調査並びにその奨励指導 ・観光並びに観光衛生施設の建設整備、改善の研究と促進 ・観光地及び観光コースの選定と整備 ・観光地に関する学術的研究資料の作成 ・観光地における各種娯楽機関の設定 ・観光従事者の資質向上研修 ・観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致案内 ・町民に対する観光観念の普及徹底 ・その他本会の目的達成に必要な事項 【委員構成】 会長 1 名 副会長 2 名 理事 1 6 名 専務理事 1 名 監事 2 名 【役員の任期】 2 年。ただし再任を妨げない。 【事務局】 役場商工観光課内 職員 1 名 【補助額】 5,217 千円 【協会名】 妙見温泉観光協会 【活動内容】 ・研究事業（講習会・先進視察・宣伝） ・親睦 ・その他当組合の目的達成に必要な事業 【委員構成】 会長 1 名 副会長 1 名 理事 3 名 監事 1 名 【役員の任期】 2 ヶ年。ただし再任を妨げない。 【事務局】 事務局長 1 名 【補助額】 1,195 千円	該当なし	5 観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。

商工会議所法

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

2 前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第8条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあつてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

商工会法

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

市町村の合併の特例に関する法律

第16条

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

商工観光事業 先進事例

川薩地区合併協議会（鹿児島県）

- (1) 企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (2) 観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

出雲地区合併協議会（島根県）

- (1) 2市5町には、2つの商工会議所と5つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。なお、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。商工会議所・商工会補助金については、引き続き交付することとし、新市において、事業内容等を精査し調整する。
- (2) 2市5町が主催又は実行委員会等に所属する各種イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法等を検討する。
- (3) 住民団体等へのイベント補助金については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。
- (4) 2市5町の観光協会については、合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。
また、観光協会への運営補助金については、合併と同時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。

日置地区合併協議会（鹿児島県）

- (1) 商工業については、各地域の商工業の振興につながるよう調整を図る。
- (2) 観光関係事業については、新市の観光資源を有効活用した広域的な観光振興を図る。
- (3) 観光イベントについては、それぞれが地域に密着したイベントであり、現行どおり新市に引き継ぎ従来どおり実施する。同種の行事については、新市発足後統合を検討する。

下五島一市五町合併協議会

- (1) 融資制度については、福江市の例による。
- (2) 企業誘致事業については、合併時まで調整する。
- (3) 観光イベントについては、現行のとおりとし、補助金等については、合併後に調整する。
ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。